

2024年6月3日

調査報告書

(公表版)

株式会社小学館

特別調査委員会

目次

第1 事案の概要	1
第2 調査について	2
1 調査主体について	2
(1) 本委員会の構成	2
2 本委員会設置の経緯	2
(1) 小学館内における検討	2
(2) 調査の目的	3
3 調査事項と調査方法	3
(1) 調査事項	3
(2) 調査方法	3
第3 調査結果	4
1 本件関係部署と関係者	4
(1) 関係部署	4
(2) 関係者	4
2 漫画原作のテレビドラマ化	6
(1) ドラマ化業務の流れ	6
(2) 打診からドラマ化までに要する適切な期間	8
(3) ドラマ完成までに生じる問題	8
3 芦原氏について	9
(1) 経歴	9
(2) 映像化歴	10
4 会社のリスク管理体制	10
(1) 緊急対策委員会の立ち上げ	10
(2) 緊急対策委員会の基本ルール制定	10

(3) SNS 炎上事案における緊急対策委員会設置.....	11
5 会社の SNS 対応	11
6 本件ドラマ化の経過	11
(1) 『セクシー田中さん』ドラマ化決定までの経緯.....	11
(2) 脚本を巡る日本テレビとの交渉.....	26
(3) 本件脚本家による SNS 投稿経緯と対応.....	51
(4) 原作者による SNS 投稿経緯と対応.....	54
第 4 考察.....	57
1 日本テレビとの契約関係の理解	59
(1) 契約成立時と契約条件.....	59
(2) 契約の仕方の問題点	64
2 芦原氏の脚本家交代要請について	66
(1) 脚本家の交代について.....	66
(2) クレジットについて.....	68
(3) 小学館の対応について	68
(4) 脚本家交代の原因について	69
3 原作者との 脚本家の意図の齟齬	70
(1) 原作者と脚本家の意見調整.....	70
(2) 原作者と脚本家の調整役	71
(3) 本事案における調整結果	72
(4) テレビドラマ化特有の問題.....	73
4 危機管理体制.....	74
(1) 本件脚本家の投稿を未然に防ぎえたか.....	74
(2) 本件脚本家の投稿に対する対応.....	76
(3) 芦原氏の投稿	77
5 識者見解並びに世評について	77

(1) テレビドラマ化の成果.....	77
(2) 契約書がなかったこと.....	78
(3) 原作者と脚本家との調整.....	78
(4) 原作者と脚本側の面談協議.....	79

第5 再発防止策の提言..... 79

1 テレビドラマ化対応..... 79

(1) 契約の見える化.....	80
(2) 契約の実行過程の見える化、見せ方.....	82
(3) 制作過程におけるテレビ局対応.....	82
(4) 関連事項.....	84

2 危機管理..... 85

(1) 危機意識を涵養.....	85
(2) 炎上時の責任者の決定.....	85
(3) 集中して対応できる専門窓口の設置.....	85
(4) 専門窓口やサポート体制の周知.....	86
(5) 外部関係者への案内.....	86
(6) 作家や編集者を孤立させない.....	86

漫画家の芦原妃名子先生がご逝去されたことについて、改めて、先生の多大な功績に敬意と感謝の意を表するとともに、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

また、ご遺族の方々にも深く哀悼の意を表します。

この調査報告書は、芦原先生の作品『セクシー田中さん』が映像化された後に先生が亡くなられたことを真摯に受け止め、ドラマ制作過程や SNS 投稿に関わる事柄を調査、検証したものです。

調査、検証にあたっては、作家の皆様よりお預かりした作品を映像化する際に、作家の皆様により安心して臨んでいただき、執筆・作画に集中していただけるようにするために弊社は何をすべきか、という観点から、事実を把握し改善策を提示することを目的としました。

なお、関係者個人のプライバシーに配慮して個人名を伏せ、センシティブな情報については記載を控えております。

第1 事案の概要

小学館は、漫画家芦原妃名子氏（以下「芦原氏」）を代理して、同氏の原作漫画『セクシー田中さん』（以下「本件漫画」）を日本テレビ放送網（以下「日本テレビ」）においてテレビドラマ化するため、原作である本件漫画の利用を許諾した。本件漫画は未完の連載漫画であり、予定されたドラマ全 10 話中、第 8 話の一部、第 9 話および第 10 話は原作漫画がないことを前提としたドラマ化であった。芦原氏は、第 7 話までの脚本の修正に翻弄され、日本テレビが委託した脚本家（以下「本件脚本家」）に芦原氏の要望に沿った脚本を執筆してもらうことは非常に困難と判断し、第 9 話、第 10 話の脚本を自ら執筆した。ドラマ放映後、本件脚本家がインスタグラム

に過去に経験したことのない事態で困惑したと投稿したことに対し、芦原氏が事実経緯の反論をブログおよび X に投稿をしたところ、大きな反響を呼び本件脚本家への非難が集中した。その後、芦原氏は亡くなられた。一連の出来事を総称して以下「本事案」という。

第2 調査について

1 調査主体について

特別調査委員会（以下「本委員会」）がこれにあたった。

(1) 本委員会の構成

委員

小学館

福田博章常務取締役（委員長）、岩重正文取締役
弁護士法人原合同法律事務所

弁護士竹下正己、同 山本博毅、同 多賀亮介

2 本委員会設置の経緯

(1) 小学館内における検討

小学館において本委員会が設置されるに至った経緯は以下のとおりである。

芦原氏が2024年1月26日にブログおよび X に投稿した「ドラマ『セクシー田中さん』について」が大きな反響を呼んだことから、担当部署だけでなく、会社全体としての対応が迫られることになった。

1月28日 社内で「緊急対策委員会」招集が決定され、1月29日に実施、調

査が開始された。同日、芦原氏逝去が知らされる。

2月6日 本委員会設置が検討され、2月13日設置。

2月16日 本委員会より、小学館顧問弁護士事務所である原合同法律事務所に協力依頼。

2月27日 本委員会において、調査及び報告書作成の目的・構成・調査手法を正式に決定した。

(2) 調査の目的

本委員会は、本事案の事実経緯を調査し、芦原氏が亡くなられたことに影響を及ぼしたと考えられる事情を検討し、それらの事情における小学館の対応の問題点を抽出し、再発防止のための改善案を提言することを目的とする。

3 調査事項と調査方法

(1) 調査事項

本事案において、日本テレビからの本件漫画のドラマ化引き合いから、芦原氏の X 投稿後までの事実経過を検討した。

また背景となるテレビドラマ化の問題点、危機管理のあり方も検討する。

さらに、本事案について社会からどのように評価されているかについても検討した。

(2) 調査方法

主として関係者から提供された電子メール等の資料の分析と関係者のヒアリングによって調査を行った。日本テレビ関係者および本件脚本家へのヒアリングは文書により行った。

第3 調査結果

以下、本件報告書における日本テレビ関係者、本件脚本家からの書面による回答内容の記載については、記載した箇所の文脈を理解してもらうため、当該引用部分の前後を含めて相手方当事者に提示し、確認してもらったうえで引用している。なお、各相手方当事者は引用部分が正しく使用されているか確認したもので、本委員会が認定した事実について同意や承認をしているものではない。日本テレビ社員 X 氏（後述）については、確認作業を日本テレビの社内特別調査チームが行った。

1 本件関係部署と関係者

(1) 関係部署

本事案は、クロスメディア事業局クロスメディア戦略室（以下「戦略室」と）と第一コミック局プチコミック編集室が担当し、契約関係についてはクロスメディア事業局ライセンス管理室（以下「ライセンス管理室」）が補佐した案件である。

(2) 関係者

ア 一覧

日本テレビとの契約関係では、社員 B が社員 J の協力を得てこれに当たり、脚本などドラマの内容に関しての日本テレビ担当者との折衝や芦原氏との協議相談は、社員 A が担当した。

社員 B の上司が社員 C であり、社員 C は社員 J の上司でもあった。社員 C の上司は、取締役 I が担っていた

社員 A の上司は、ドラマ化打診当初の 2023 年 3 月より同年 9 月末までは、社員 H であり、同年 10 月以降は、社員 G が上司となった。社員 H、G の上司が社員 F であり、その上司が取締役 E である。なお、第一コミック局は、女性コミックの部署であり、取締役 E と取締役 D が担当していた。

イ 各人の業務権限

ドラマ化にあたっての権限として特にコミック編集部とクロスメディア事業局とで権限区分されているということではない。ドラマ化が持ち込まれる最初の窓口も編集部であったり、クロスメディア事業局であったりする。主に編集部が作家との接点となり、クロスメディア事業局がテレビ局との交渉窓口となるが、編集部も脚本の監修に関してはテレビ局との窓口となり、原作者に取り次いで意向確認をしている。

ウ 本事案における各人の具体的業務

社員 A は、日本テレビ社員 Y 氏とやり取りをして、ドラマ化に伴い制作されるプロット・脚本を芦原氏に取り次ぎ、芦原氏の意見を日本テレビに返すことを主に行った。

社員 B は、日本テレビ社員 Y 氏とその上司の日本テレビ社員 X 氏とやり取りして、ドラマ化を進めるための条件を伝えたり、社員 A と協働して芦原氏の意向として日本テレビに伝えるべきことを伝えたりするなどの業務を行った。

2 漫画原作のテレビドラマ化

(1) ドラマ化業務の流れ

コミック誌掲載の連載漫画のドラマ化は概ね以下の経過をたどる。

ア テレビ局からの打診、企画書の提出

特にオファー時の小学館の窓口は決まっていない。オファーは、テレビ局（正確には制作会社からの打診もある。以下総称して「テレビ局」と記載する）と関係のあるクロスメディア事業局に直接来たり、そういうつながりがない場合にはコミック編集部連絡が来たりすることもある。

クロスメディア事業局にオファーが来たときは、コミック編集部にもまず確認をする。確認とは、原作者がそもそも映像化を承諾するのかどうかや映像化に条件があるかなど、詳細の検討に入る前の確認をする。そのうえで企画書をテレビ局から提出してもらい（企画書がまず送られてくることもある）、映像化の意図やイメージ、スタッフィングやキャスティング、放送予定テレビ局、放送時期などを原作者に伝えてもらうなどして、これについて原作者の意向を確認する。

なお、複数のテレビ局からオファーがある場合は、時期を決めて企画の競合プレゼンを経てドラマ化を認めるテレビ局を決定する。

イ ドラマ化の検討

ドラマ化の際に、原作者には、脚本家の情報や放送時期を伝え、企画書の検討を経て、原作者への最終確認をした後、ドラマ化を承諾する旨を当該編集部あるいはクロスメディア事業局からテレビ局に伝えるのが一般的である。この段階で各話のプロットや全体構成などを確認していることはあっても、脚本の完成稿まで確認してドラマ化を承諾することは稀である。なお、テレビ局において放映が決まっていない場合は契約はあり得ない。放映決定前の

承諾はドラマ化準備作業を協働する意向表明に止まる。

ウ 契約、監修

ライツ管理室から、ドラマ化を許諾するテレビ局に原作利用許諾契約書のドラフトを送付し、契約条項に関する交渉を開始する。原作利用許諾契約書は小学館でマスター（雛形）として利用している契約書があり、これを元にテレビ局ごとの仕様に合わせて適宜、雛形に手を加えたものを提案する。

このほか、クロスメディア事業局では、ドラマ化の情報出しを協議したり、テレビ局から送られてくる宣伝物、宣伝内容を編集部と連携して監修したり、小学館内の宣伝などについて各部署との連携をアレンジしたりする。

エ 作品制作（撮影）、完成

脚本のチェックなどの監修を、編集部担当者が原作者の意向を確認しながら進めていき、作品制作が行われる。脚本チェックは編集部であれば通常の編集業務と並行して、原作者であれば原稿執筆と並行して行われること、さらにテレビ局からの脚本の提出が遅いことも多く検討時間が限られるため、編集部や原作者にとっては多くの労力・負担を強いられるものとなっているのが実情である。

さらに、制作完了までの間には、撮影現場を見学したり、完成版を見たり、スピノフの申請があればその対応（スピノフの許諾や脚本の監修など）をしたりする。

この間あるいは本放送終了後、本放送の二次利用（配信、DVD や海外放送など）についても許諾や監修などを行う。

(2) 打診からドラマ化までに要する適切な期間

取締役 E の説明によると、漫画を原作としたドラマでは、企画から 1 年後や 9 か月後に放送されるものが通常で、本件のように半年は少し短いということであった。もっとも、原作者の意向次第であるためケースバイケースとも言えるということである。原作者としてドラマ化はテレビ局に自由にお任せする、という場合は、企画の打診から放送開始まで半年でも十分に対応は可能である。しかし、芦原氏のように原作の世界観の共有を強く求める場合には、本件のように企画打診から半年でのドラマ化は、結果として期間十分とは言えなかったと思われる。

(3) ドラマ完成までに生じる問題

ア 原作改変の問題

漫画編集に関わった社内の複数のヒアリング対象者によれば、これまでも原作改変がたびたび問題になった。漫画とドラマでは表現方法が異なるのでどうしても原作を改変せざるを得ないことは共通認識として編集者にはあるところ、原作者が許容できないほどに原作からの改変をされ、編集者が修正交渉をすることもよくあったようである。

実務の実際では、改変が当然できると考えているようなテレビ局のプロデューサーもいる。テレビ局は時間に追われ、脚本を作りながらドラマ制作を進めていくので、作家にとって熟考する時間的余裕がなかった例も少なくない。

イ 原作未完の問題

1 クール（放送期間 3 か月、1 話 60 分程度）で概ね 10 話程度の放送が標準であるが、原作が未完でコミックスの巻数も企画の段階で 4 巻程度しか出

ていないと 1 クール分の原作が足りないことになる。その場合、ドラマオリジナル部分を作らなければならない。

原作の話数が足りないだけでなく、本件のように原作連載が続いており、ストーリーが完結していない場合にも、ドラマの終わり方を考える必要があり、原作の完結に影響を与えないようなドラマオリジナルの結末を考えねばならない。

ウ キャスティングに不満がある場合

キャストが原作者のイメージにそぐわない場合などに、ドラマ化が暗礁に乗り上げることがある。

3 芦原氏について

(1) 経歴

1994 年に『別冊少女コミック』（小学館）に掲載された『その話おことわりします』でデビューした。2005 年に『砂時計』で第 50 回小学館漫画賞、2013 年に『Piece』で第 58 回小学館漫画賞を受賞。『砂時計』は TBS「愛の劇場」枠で、『Piece』は日本テレビにてドラマ化された。2017 年からは『姉系プチコミック』（小学館）で『セクシー田中さん』を連載した。

(2) 映像化歴

ア 『砂時計』 2007年TBSでドラマ化、2008年映画化

イ 『Piece』 2012年日本テレビにてドラマ化

ウ 過去の映像化における監修

過去の映像化を担当した社員Cから話を聞いていた社員Bによれば、芦原氏は自身の作品を大変大切に作る作家だったので、過去の映像化においても、自分の作品の世界観が損なわれていると感じた場合には丁寧に監修していた。また、オリジナルエピソードが必要となった場合には、自らプロットなどを書いていた。

4 会社のリスク管理体制

(1) 緊急対策委員会の立ち上げ

小学館では、従前より、全社対応を迅速に行う必要がある場合には、関係部署を中心に、「緊急対策委員会」を立ち上げて対応していた。立ち上げを想定していたのは、雑誌・書籍の回収事案、重大な抗議事案、事故、災害などである。

(2) 緊急対策委員会の基本ルール制定

2014年7月の取締役会で、緊急対策委員会の基本ルール、すなわち、緊急対応が発生した場合の通報体制、緊急対策委員会の設置方法、緊急対策委員会の構成が定められ、また、緊急対応が必要な案件などが確認された。

(3) SNS 炎上事案における緊急対策委員会設置

SNS における炎上事案については、前記基本ルール策定時には緊急対策委員会の立ち上げが想定されていなかった。

5 会社の SNS 対応

本事案当時、小学館では SNS 炎上に関する社内セミナーは開催され炎上対策も講じられていたものの、専門窓口は設けられていなかった。本事案を契機として炎上対策のコンサルティング会社にコンサルを依頼し専門窓口を設置した。

6 本件ドラマ化の経過

以下の事実経緯は、関係当事者間で交換されたメールや LINE メッセージを主とし、当事者からの陳述や質問への回答を副として判断したことである。

(1) 『セクシー田中さん』ドラマ化決定までの経緯

ア ドラマ化の引き合い

2023 年 3 月、日本テレビから本件漫画のドラマ化の引き合いを受け 3 月 9 日に両社の担当者が面談し、同月 29 日のオンライン会議を経てドラマ化に向けて準備を進めることになった。

(ア) 日本テレビの引き合いを受ける以前、2021 年 12 月に他社からドラマ化の申し出があったが、なおコミックスの発行巻数が少ないことから、第 4 巻が出るくらいまでは決められないとの芦原氏の判断で具体化しなかった。また日本テレビの申し出の 1 年以上前に前記とは別の引き合いがあったが進行しなかった。しかし 2023 年 3 月ころにはすでに第 6 巻まで発行され、10 月には第 7 巻が発行される予定となっていた。

(イ) 2023 年 3 月 1 日、社員 A は、日本テレビ社員 Y 氏から、本件漫画の連

続ドラマ企画書の送付を受けた。企画書では、「40 歳を超えてわが道を往く 経理部の地味な OL・田中さんとリスクヘッジを考えて生きる 23 歳可愛い系 OL・朱里。真反対なふたりが化学反応を起こす、ほっこりラブコメディ」とドラマを性格付け、記載された企画意図は、「自分の殻を破り「なりたい自分」になろうとするこの物語の登場人物たちの姿は一步踏み出す勇気をくれる。この作品を通して、変わることの楽しさを届けたい」「個性的なキャラたちが「生きづらさ」に立ち向かい奮闘する姿をコミカルに描き、笑って元気がもらえるドラマにしたいです」とされ、企画ポイントの第 1 項として「①自分を縛る“呪縛”から解放された時のカタルシス」が掲げられていた。企画書では後日実現する主役俳優をはじめとするキャストの候補者が記載されていた。放送枠としては水曜 10 時台のドラマ枠で 10 話連続で、放映時期としては 2023 年 10 月期を想定しているというものであった。

社員 A は、芦原氏に報告したうえで、3 月 9 日に小学館社内にて、日本テレビ社員 Y 氏とその上司である日本テレビ社員 X 氏と面談することにした。社員 A は、当時別の映像化案件を社員 B と共に担当しており、さらに先に本件漫画のドラマ化を提案した他社との折衝を社員 B が担当していたこともあり、日本テレビとの面談に同席し、協力するよう社員 B に求めた。

(ウ) 社員 A は、芦原氏が『ベツコミ』2008 年 5 月号から連載した漫画『Piece』の担当を 1 年間ほど務めたことがあったが、その連載終了後、一旦他社に移った同氏と交渉し、芦原氏が 2017 年に再び小学館に戻り本件漫画を『姉系プチコミック』で連載を開始した後は、一貫して同氏を担当していた。10 年近く芦原氏の担当編集者として密に接していた社員 A は、芦原氏が聡明であり、エピソードやセリフを細部に至るまで綿密に考え抜いて構成した漫画を描き、しかも原作に大変こだわりを持っていることを熟知していた。そのことを日本テレビ担当者に伝える必要があると考えた。

一方、社員 B は、芦原氏との面識はなかったが、かつて芦原氏の漫画『砂

時計』のドラマ化および映画化並びに『Piece』のドラマ化を担当し、芦原氏と親交のあった上司の社員 C から、芦原氏が過去の映像化に際しても大変丁寧に監修をしてきた作家であるとかねて聞いていた。社員 B はそうした作家の傾向は映像制作者側に伝えなくてはならない事項と認識していた。

(エ) 社員 A と社員 B は、3月9日、小学館において日本テレビ社員 X 氏と日本テレビ社員 Y 氏と面談した。面談の目的は日本テレビからの挨拶であったが、社員 A は、芦原氏が自分の作品を大切にされる方であり、作品の世界観を守るために細かな指示をする所謂「難しい作家」であるから、原作に忠実で原作を大事にする脚本家でないと難しいと伝えた。対して日本テレビ社員 Y 氏は、原作が大好きで、すごく面白いからドラマ化したいと述べ、当然、原作に忠実にするとのことであった。なお本委員会からの質問に対して、日本テレビ社員 Y 氏は、『原作を大事にして欲しい』という趣旨はお聞きしましたが、脚本家はこういった方がいいという話までは出ていなかったと記憶しています』『当然、原作に忠実にする』という発言はしておりません」と回答している（特別調査委員会からの質問（以下「本委員会質問」）に対する回答）。同日の面談では放映開始時期について日本テレビが同年10月期を考えているとのことだったが、社員 A らは10月期では、芦原先生はこだわりが強いから、脚本監修の時間が足りなくなる恐れがあり、1月期が望ましい旨を話した。

また社員 B は、他局からもドラマ化の申し出があることを説明した。結局、この日は、キャスト候補者を話題にしたほか、挨拶程度のやり取りで終わった。

社員 A が、同日夕刻、日本テレビの企画書を芦原氏に送信したところ、企画書を見た同氏からは良いと思うとの好意的な反応を得た。その日の夜、日本テレビ社員 Y 氏は、キャスト候補者を増減しつつ、6人の脚本家候補、3人の監督候補を追記した企画書の修正版を社員 A に送信した。なお本件脚本

家はこの候補者には入っていなかった。

(オ) その後日本テレビ社員 Y 氏から同月 27 日、社員 A に社内選考を受けるにあたって必要であるとの理由で芦原氏の感触と他社の取り組み状況がどうなっているか知りたいとの照会があり、29 日に 9 日と同一メンバーによるオンライン会議が持たれた。先だって社員 B は、他社に当面ドラマ化の意向がないことを確認し、会議で報告した。小学館は、他社の企画提案をペンディングにして、日本テレビと具体的な条件を協議していくことになった。

以後、日本テレビがドラマ化のためのキャストや脚本家の選定を進め、小学館がこれに意見や助言を与えて、契約に至るべく協力し合う関係になっていったが、未だ日本テレビ内部で正式に放映が決定したものではなかった。なおこれらの当初の頃から、本件漫画の原作は 10 月発行予定のコミックス第 7 巻分を含めても原作の分量としてはドラマの第 8 話途中くらいまでとなり、第 10 話のドラマ化のための原作には不足することが予想されていた。

イ 脚本家によるプロット作成

4 月 5 日、日本テレビから脚本家候補者として本件脚本家ほか 1 名の提案があり、同氏の代表作リストも添えられていた。この時点では芦原氏は異論を述べず、その後同月 19 日に本件脚本家に決まった。同日、日本テレビ社員 Y 氏から漫画が未完であることからオリジナルドラマの着地点の相談を受け、社員 A は、所謂「ネタバレ」を避けるため最低限の全体構成案を示し、それをベースにするように求めた。

その後日本テレビからは本件脚本家書いたプロットが送られてきたが、芦原氏は登場人物の性格のとらえ方について説明したり、細かい修正を加えたり、原作中のエピソードの入れ替えに対してはやむを得ない場合を除いて原作に従うことを求めたりして、日本テレビはプロットの修正版を作成した。その経過

は以下に詳説するとおりである。芦原氏は修正等を求める都度、その理由までも明確に書き、社員 A が日本テレビに伝える作業を繰り返した。しかし再度日本テレビ側から送られてきた修正版プロットや修正版脚本に、芦原氏の修正要請が反映されていないこともあった。一方、芦原氏の前記傾向から、原作がないドラマオリジナル部分の扱いが重要と考えた社員 B は芦原氏の意味を確認し、その後、次ウ項（ウ）のとおり、日本テレビ社員 X 氏に芦原氏が脚本を書く場合もあることを伝えた。

（ア）4月に入り、主として俳優の選定について、日本テレビ社員 Y 氏と芦原氏の意向を伝える社員 A との間でメールの交換が続いたが、社員 A は、4月19日、日本テレビ社員 Y 氏より脚本家として本件脚本家が決定したとの連絡を受けた。なお本件脚本家によると同氏は、脚本作成を受諾する際、日本テレビから、「原作を大事にしてくれる方でないと難しい」などの社員 A が3月9日に注意した事項については聞かされていなかったとのことである（以降、「本件脚本家によると」と記述する箇所は、本委員会に対する同氏の回答による。以下、「本委員会質問に対する回答」）。他方、日本テレビ社員 Y 氏によると、芦原氏が「原作へのこだわりが強い方」ということは、本件脚本家と初めて面談した4月15日に伝えた、ということである（本委員会質問に対する回答）。

また社員 A は、上記4月19日の日本テレビ社員 Y 氏からの連絡で、全体構成案を示したいのでドラマオリジナルの着地点を相談したいと申し出を受けた。社員 A は、漫画の今後のあらすじを教えることはできないと思ったが、ドラマの最後2話分の構成を提示する必要があると考え芦原氏と相談した。

芦原氏は、20日にあらすじを社員 A に LINE で送信した。芦原氏が構想している漫画の今後のあらすじと、ドラマオリジナル部分とで異なる構成を脚本家がしないように、事前に提案するのが良いと社員 A は考えた。ただし、未だ書いていない部分の構想のネタバレは避ける必要があるとして、社員 A

は、あらすじのエッセンスのみを日本テレビに伝えて、「一度任せてみましょうか」と芦原氏に提案し、了解を得た。そして4月24日、日本テレビ社員 Y 氏に『文書セクシー田中さん構成案(2)』（以下、二重括弧〔 〕はすべて芦原氏側の意見として日本テレビ社員 Y 氏に返した文書）を送信し、送信メールには「マストではないので、ご提案があれば随時お聞きしたい」と書き添えた。同文書ではごく簡潔に主人公である「田中さん」と登場男性の関係や当該男性の異性との位置関係、さらに田中さんの将来の有りようとして原作者が思っていることを伝えたほか、ドラマ化に際して狂言回し的な登場人物の提案がなされていた。日本テレビ社員 Y 氏は、早速、同日イメージを脚本家とも共有すると返事した。

(イ) 一方、社員 B は、かねて社員 C から聞いていた芦原氏の前項記載の傾向から、漫画が完結しておらずドラマオリジナル部分が生じるので、芦原氏が脚本に納得がいかず自分で書くことになる可能性が高いと思っていた。しかし漫画家が慣れない脚本を書くのは大変労力のいる作業であることを経験上知っており、ドラマ化が芦原氏に与える負担は大きいと考えていた。

そこで4月25日、社員 B は、小学館社内で芦原氏に面談し、ドラマオリジナル部分についてはできるだけセリフを多く入れたロングプロットを書いてそれを脚本家に脚本化してもらうこと、それでもうまく脚本にできない場合はご自分で書く場合もあるが良いかと尋ね、その覚悟があることを確認した。社員 B が、できるだけキャラクターのセリフを多めに書くことで、脚本家が芦原氏のつくるキャラクターのセリフを替えることができなくなると説明したところ、同氏はすぐに理解した。

(ウ) 5月1日、日本テレビ社員 Y 氏からドラマの「第1話プロット(4/30版)」が送信されたが、芦原氏は、主役の一人である朱里のとらえ方に疑問を呈し、社員 A が同日2回にわたって、朱里が、外見に似合わず芯はタフで超現実的な女性であるという芦原氏の意見を日本テレビ社員 Y 氏に伝えた。

5月10日、日本テレビ社員Y氏から「第2話のプロット(5/10版)」の送信があったが、芦原氏は第1話プロットに不安があり、第1話プロットの修正版を確認した後に、第2話のプロットを監修したいとの意見であったため、社員Aは翌11日、単独では判断できない旨回答した。すると日本テレビ社員Y氏は、17日、「第1話プロット(5/17版)」、「第2話プロット(5/10版)」、「第3話プロット(5/17版)」と『『セクシー田中さん』ラストに向けたドラマ版構成案(5/17)』を送信してきた。

芦原氏は19日に、これらの4つの提案に対して、LINEで社員Aに意見を伝え、社員Aが同日、語尾等を変えたのみで、意味内容はそのままの文書により日本テレビに回答した。回答では、「第1話プロット(5/17版)」については細かい指摘に止まったが、「第2話プロット(5/10版)」については偶然エピソードが多すぎる不自然さを指摘し、「第3話プロット(5/17版)」については原作のエピソードの順番入れ替えで流れが悪くなっていると注意し、さらに原作は「田中さんの頑なな心が、朱里や笙野達との小さくて大きなエピソードを順番に積み重ねる事によって、少しづつ溶かされていく様子を丁寧に描いてるつもりなんです…」と原作におけるエピソードの順番が大切であることを説明し、「エピソード順番入れ替えて切り貼りする事で、キャラ達の絆が自然に深まって行く過程や、それぞれのエピソードの効果的な見せ方が邪魔されて、チグハグになってしまってる」と脚本家に注意を喚起した。すなわち、原作者としてエピソードの順番の入れ替えをしないよう脚本家に求めた。

さらにラスト構成案に関しても、ドラマの最終回にむけての朱里の進路について、脚本家が、田中さんの後を追ってダンサーになる案を提案していることに対し、原作では田中さんから自立してメイクの道に進むことになっていることから、これに沿うように求めた。その中で改めて朱里はダンスではなく田中さんに夢中であり、最後は別の道を目指す人物で、田中さんへの依

存に見えることは避けたいと注文を付けた。

社員 A は、日本テレビ社員 Y 氏あての上記送信メールに「『セクシー田中さん』はキャラクター漫画だと思っています。それ故キャラクターを好きになってもらうために、各エピソードが綿密に構成されているので、やむを得ない場合以外はできるだけ、原作の流れを崩さないで頂けたら...と思っています」と記載し、編集者の立場からの希望を述べた。なお本件脚本家によると、この社員 A の希望は本件脚本家には伝えられなかったようである（本委員会質問に対する回答）。

芦原氏は脚本家に原作の流れを理解してもらうため、原作漫画の最新ネーム（下描き）を脚本家に提供するように社員 A に提案し、社員 A は 19 日遅くに日本テレビ社員 Y 氏に『姉系プチコミック』8 月号掲載予定の原作漫画のネームを送信した。

(エ) 5 月 27 日、日本テレビ社員 Y 氏から「第 2 話プロット(5/26 版)」および「第 3 話プロット(5/26 版)」と「第 1 話脚本(第 2 稿)」が送信され、30 日までの監修を求められた。芦原氏は、第 1 話脚本について登場人物の下品な発言への批判などを除いて問題無しとの意見であり、31 日に社員 A は、執筆中の同氏に代わり、意見を『田中さん第一話お返事 530』にまとめて日本テレビ社員 Y 氏に送信した。続けて同日、芦原氏の第 2 話および第 3 話に対する意見を『田中さん第 2、3 話お返事 531』として日本テレビ社員 Y 氏に返した。どちらも大きな流れでは問題無しとしたうえ、第 3 話では脚本中の会話シーンが実情にそぐわず違和感があることからその修正案を提案した。

日本テレビ社員 Y 氏は 6 月 1 日に「第 2 話脚本(第 2 稿)」を送信したが、芦原氏は、6 月 5 日社員 A に対して、特に問題はないという意見を示しつつ、気になる点として、第 2 話脚本中に若い男女のメッセージのやり取りをメールでさせていることについて、今どきは LINE が普通ではないかと指摘したり、説明を加えないと不自然な点が出てくる不用意なセリフがあることや、

意味のないセリフが挿入され理解を困難にしていることなどの様々な問題点を指摘したりした。

日本テレビ社員 Y 氏はさらに 6 月 8 日に「第 4 話プロット(6/7 版)」を送信し、監修を求め、社員 A は、直ちに芦原氏に転送した。

ウ 契約

社員 A は、6 月 8 日に日本テレビ社員 Y 氏から、社内で正式に決定したから、契約を進めたいとの連絡を受け、社員 B に対応を依頼した。芦原氏は、オリジナル部分は自分で書く考えを示し、同月 9 日、社員 B がその意向に基づき日本テレビ社員 X 氏に申し出て了解を得、翌 10 日にはさらに担当の日本テレビ社員 Y 氏との間でもオリジナル部分は芦原氏が詳細プロットもしくは脚本を書く方法で進めていくことの承諾を得た。

(ア) 社員 A は、6 月 6 日に日本テレビ社員 Y 氏から、翌週には日本テレビ社内で 10 月期クールの日曜ドラマ化で決定になりそうだとして契約締結の段取りについて相談したいとの連絡を受け、同日 LINE で社員 B に日本テレビ社員 Y 氏あての連絡を依頼した。社員 A は、社員 B に対し、プロットは直しはたくさんあるものの今のところは何とか修正できている、ただし、キャストについては芦原氏が俳優に強いこだわりがあり、主要な登場人物についての候補俳優に難色を示したことを知らせた。社員 B は日本テレビ内で正式決定したら自分に連絡するように日本テレビ社員 Y 氏に伝えることを社員 A に求め、あわせてシナリオとキャスティング如何で契約の最終決断をすることになるだろうが、キャスティングについて芦原氏の意見を聞くべきと助言した。社員 A はその夜メールで日本テレビ社員 Y 氏に、日本テレビ社内で正式決定されたら社員 B に連絡するように求めた。

日本テレビ社員 Y 氏は 6 月 7 日、社員 A に、同日中には 10 月期日曜ドラマ枠で社内正式決定の連絡があるはずと予告し、翌 8 日に前記「第 4 話プロット(6/7 版)」を送信した社員 A、社員 B の両名宛てのメールにおいて、日本テレビ内で「10 月期日曜ドラマ枠」で正式決定したこととキャストや台本の進行状態を伝えると共に、社員 B に対して契約の話を進めるように要請した。

(イ) 社員 A は、6 月 8 日、社員 B に日本テレビ社員 Y 氏の上記メールの確認を求めたが、すでに社員 B は同日、日本テレビ社員 Y 氏と連絡を取っており、社員 A に芦原氏への最終確認が必要である旨を助言した。そこで社員 A が翌 9 日、芦原氏に意見を聞いたところ、当時既に本件脚本家の脚本を信頼できないと感じていたと思われる芦原氏から（そのことは後記の同月 11 日送信の「第 4 話プロット(6/7 版)」への意見、翌 12 日送信の「第 5 話プロット(6/11 版)」への意見およびそこで予告された 14 日の脚本家への不安の説明からも明らかである）、ドラマオリジナル部分は自分で書きたいとの意向が示されるに至った。社員 A からこのことを聞かされた社員 B は、契約の根幹にも関わることから、日本テレビ社員 Y 氏の上司である日本テレビ社員 X 氏に申し出る必要があると判断した。

(ウ) すなわち社員 B は、前記イ（イ）のとおり 4 月 25 日、芦原氏からドラマ後半のオリジナル部分について脚本を書かざるを得ない場合があることの覚悟を確認していたが、そのような事態は脚本家に礼を失することになると気をつけ、かねて日本テレビ社員 X 氏に対して、連載中の作品であり、ドラマの第 8 話～第 10 話では、原作にない部分を描くことになるが、このことは原作者である芦原氏にとって非常にセンシティブであるうえ、芦原氏はかつて自作の映像化事例において、監修したプロット・脚本などに細かく修正を加えたことから、今回はドラマの脚本家ではなく、芦原氏にドラマオリジナル部分を考えてもらい、小学館側から提案する方が良い

と申し出ていた。そして小学館からの提案の形態はセリフを多めにした芦原氏の詳細プロットで行い、これを脚本家に忠実に脚本に起こしてもらおうが、芦原氏が了承しない場合は芦原氏自ら脚本を執筆する可能性があることとの理解を求めた。さらに予め脚本家の了承を取っておいてほしいとも要請していた。またその場合時間もかかるので 10 月期は難しいとの意見を述べていた。

そして 6 月 8 日、10 月期で決定して契約に進む段階になり、芦原氏の意向を聞き、社員 B は 9 日、日本テレビ社員 X 氏に電話で改めて、ドラマのオリジナル部分は芦原氏が詳細プロットを書き、これを受けて脚本家が起こした脚本を了承しない場合は脚本を自ら書く方法を提案し、脚本家に失礼にならないよう了承を取ることを求めた。これに対して日本テレビ社員 X 氏は、芦原氏に書いてもらうことはありがたいと賛同し、脚本家にもうまく話しておくかと回答した。なお日本テレビ社員 X 氏は、「もし脚本が芦原先生の意図を十分汲まず、芦原先生の承諾を得られないときは、芦原先生に脚本も書いてもらうこともある」と言われた記憶はないと否定しているが、詳細プロットを書く話を聞き、感謝したことは認めている。同氏は、これらの話について「6 月 10 日の貴社●●様（社員 B。原文は実名）から●●（日本テレビ社員 Y 氏。原文は実名）へのメールよりも前に、明確な条件としてはお伝えいたできておりません」とも回答し、話があったことを否定してはいない（本委員会質問に対する回答。傍点は本委員会）。そして日本テレビ社員 X 氏は、担当の日本テレビ社員 Y 氏に自分からも話しておくから、日本テレビ社員 Y 氏に直接申し出るように要請した。

そうしたところ日本テレビ社員 Y 氏は 6 月 10 日午前 0 時 55 分にショートメールで社員 A に対して「契約書の件承知しました。●●（日本テレビ社員 X 氏。原文は実名）より●●さん（社員 B。原文は実名）から契約

にあたっての 9、10 話のロングプロットの話など聞きまして、こちらとしては合意で契約すすめたいというのは●●（日本テレビ社員 X 氏。原文では実名）に戻させていただきました」と小学館の提案にそって進めていくことに同意する旨連絡した。

(エ) 前項の日本テレビ社員 X 氏との協議結果に基づき、社員 B は、日本テレビ社員 X 氏の要請に従って 10 日 13 時 22 分、日本テレビ社員 Y 氏にあてたメールで、「脚本家の方との向き合いもあると思いますので、なかなか心苦しいのですが」との懸念を示しつつ「その先のドラマオリジナル展開に関しては、芦原先生の方から、脚本もしくは詳細プロットの体裁でご提案させて頂きませんか」と、提案し、その際、交渉への配慮として許諾条件という程ではないとしながらも、「はっきりとした要望として」検討することを求めた。日本テレビ社員 Y 氏は、間髪を入れずに 14 時に「結果進めさせて頂くとのことで承知しました。9 話あたりからのドラマオリジナル展開に関して芦原先生の方から、脚本もしくは詳細プロットの体裁でご提案して頂く点も承知しました。芦原先生の原作の世界観もあると思いますので具体的に頂けるほうが良いと思います」（傍点の本委員会）との回答をメールで返して、社員 B の提案を承諾した。これを受けて社員 B は同日 15 時 31 分日本テレビ社員 Y 氏に具体的な進め方は社員 A と相談するように求め、原作利用契約は小学館から連絡するとのメールを送った。ここで成立した契約について契約文書化の段取りが決まり、他方、具体的な進め方は社員 A と相談するよう提案され、日本テレビ社員 Y 氏は 15 時 52 分、社員 B に対し、進め方の相談の電話を社員 A にするとメールした。そして日本テレビ社員 Y 氏は同日社員 A に電話した。社員 A は、進行担当者として、同日 23 時 47 分、日本テレビ社員 Y 氏に対して、芦原氏からプロットを書いてもらう方向で進めたいと提案した。なお、社員 A によればこの提案は、プロットを忠実に脚本に起こしてもらえ

るならば、という前提での提案であり、この時点で芦原氏の脚本執筆を条件から外した事実はない。

日本テレビ社員 Y 氏は、翌 11 日 16 時 16 分のメールで、社員 A に「第 5 話プロット(6/11 版)」を送信するとともに、「9、10 話に関して芦原先生にプロット書いて頂く話、脚本家の●●さん（本件脚本家。原文では実名）含め話せましたのでその方向でスケジュール感含め調整させていただきます」と連絡した。前記の社員 B の 6 月 10 日の日本テレビ社員 Y 氏あてメールでは小学館側が、本件脚本家を気遣い、その了解を得ることにこだわっていたこと、そのことを日本テレビ社員 Y 氏も理解していたことがうかがわれる。この点日本テレビ社員 Y 氏によると、6 月 11 日の正午から行われた台本会議にて、監督やプロデューサーら他のメンバーもいる中で、日本テレビ社員 Y 氏から本件脚本家に、芦原氏にプロットを書いていただける旨を伝え、しかし本件脚本家によると、同氏が、芦原氏において詳細プロットを書くことを日本テレビ社員 Y 氏から打診されたのは 7 月 11 日以降であるという（本委員会質問に対する回答）。

(オ) 社員 A は、6 月 12 日、上司の社員 F、社員 H に対して、本件漫画のドラマ化が日本テレビ 10 月 22 日スタートで確定したこと、これを『姉系プチコミック』9 月号の誌面で第一報として報じるべく調整していることを伝えた。また社員 B は、6 月 23 日、クロスメディア事業局において取締役 I、社員 C、社員 K と毎月 1 回行っている会議でドラマ化が決まったことを報告した。取締役 E は、2023 年 7 月の社内会議において、『セクシー田中さん』が、秋のドラマ化で大ヒットが見込める旨報告した。

(カ) なおこの当時芦原氏は、前記イ（エ）末尾で述べたとおり、既に 6 月 5 日に社員 A に伝えた感想にみられるように脚本に不安を覚えていた。

さらに次のようなこともあった。すなわち芦原氏は、6 月 8 日には目にしていたと思われる「第 4 話プロット(6/7 版)」への意見を社員 A に 11 日

に返し、社員 A は、同日 22 時、日本テレビ社員 Y 氏に芦原氏の意見を『第 4 話プロットお返事 611』としてメールに添付して送信した。

その文書で、芦原氏は、「第 4 話プロット(6/7 版)」の複数の問題を指摘したが、その中には「第 1 話プロット(4/30 版)」に関して伝えたことと断ったうえで朱里の最大の魅力である、タフさや芯の強さが失われがちで、関係があった進吾に対しては毅然とした態度を示す芯の強さが失われていることなどを指摘し、「エピソード順番を入れ替える度に、毎回キャラの崩壊が起こってストーリーの整合性が取れなくなってるので、エピソードの順序を変えるならキャラブレしないように、もしくはできる限り原作通り、丁寧に順番を辿って行って頂けたらと思います」と述べつつ、ドラマと漫画の違いに触れ、「ドラマはドラマのアレンジを加えてより良い物にして頂くのが一番と承知しておりますが、まだキャラクターや物語の核になるものが共有しきれていないせいか、アレンジが加わった部分から崩壊していきがちなので、何卒宜しくお願い致します」と記載した。脚本家に原作の世界観の共有を期待したのである。

社員 A は、上記送信のメール文中に、朱里と進吾のキャラクターに原作からのブレが全体的に感じられること、その多くがエピソードの切り貼りのために起きていると思われること、できる限り原作どおりに進めるか、切り貼りしてもキャラブレしないように相談したいと付記した。

その送信に先立つ 11 日 16 時に日本テレビ社員 Y 氏が送信していた「第 5 話プロット(6/11 版)」について、芦原氏は、翌 12 日大筋では問題無しとしながら、原作を省略したことによる不自然な点、原作の持つコメディタッチの明るい雰囲気から湿っぽい展開になる恐れがある点、漫画原作とは違った展開になっている点、登場人物の言動内容が無神経な点、原作では田中さんの父親のリストラで短大しか行けなかったことをジェンダー問題を意識して取り上げているのに単なる高校受験の話になっている点など、

原作の思想が十分に認識されていないことも指摘した。社員 A は同日、この芦原氏の意見を『第 5 話お返事 612』として日本テレビ社員 Y 氏に送信した。

また社員 A は、「第 5 話プロット(6/11 版)」を芦原氏に送信する際、日本テレビ社員 Y 氏がセンスの違いについて把握しておけば脚本家にうまく伝えられるかもしれないと言っていると伝え、芦原氏に具体例を第 1 話、第 2 話の脚本であげるように要請した。芦原氏は、6 月 14 日、脚本家に不安を持つ例を、社員 A に LINE で、「第 1 話脚本(第 2 稿)」19 頁のやり取りで朱里の性格を誤解しているうえ、不用意なセリフの挿入で理解困難になっている点、「第 2 話脚本(第 2 稿)」26 頁でも同様に不用意なセリフの挿入で前後の意味が伝わらなくなったことなどを指摘し、末尾において「原作があるうちは、失礼だと思いつつ事細かに指摘して修正してもらうことも可能だけど…オリジナル展開の 9 話 10 話で、收拾つかなくなっちゃうんじゃないかと、不安に感じてます」と記載した。社員 A は、同日芦原氏の意見をそのまま『田中さん脚本懸念点について』として日本テレビ社員 Y 氏に送信した。日本テレビ社員 Y 氏によると、同懸念点、ニュアンスに関しては 6 月 16 日の打合せの場で本件脚本家をはじめ制作陣に伝えたということである（本委員会質問に対する回答）。しかし、本件脚本家によると、上記かぎ括弧内のことは聞かされていないとのことである（本委員会質問に対する回答）。

エ 契約書送り出し

社員 J は、社員 B から本件漫画のドラマ化に関する利用許諾契約書の起案を依頼された。

具体的な経過としては、7 月 3 日に社員 J が初稿案を部署内に回覧して、社

員 C から修正指示を受け、修正版の確認に時間を要し、7月28日、日本テレビに送り出した。なお社員 C は、社員 B から日本テレビに芦原氏が脚本を書く場合もあるとの提案をして承諾されていたことを聞いていたが、脚本の作成は監修とはいえず、原作利用許諾契約とは別物となる脚本家としての契約は、小学館が代理して行うことではないと考え、この時点では契約案には反映させなかった。

(2) 脚本を巡る日本テレビとの交渉

その後も以下のとおり本件脚本家のプロットや脚本の修正が頻繁に繰り返された。この間芦原氏は多大な時間と労力を割くことを余儀なくされ、特に要請した修正が円滑になされないことは心労を増す原因になったと思われる。芦原氏は、オリジナル部分の詳細プロットを日本テレビ側に提供したが、改変があったうえ、日本テレビ側の不誠実な対応もあったことから、ついに脚本家の交代を求めるに至った。

ア 脚本やプロットを巡ってのやり取り

6月から8月にかけて、日本テレビ社員 Y 氏と社員 A との間では何度もプロットや脚本とそれらに対する修正要請が繰り返された。芦原氏にとっては負担の大きいことであったが、8月中には第1話～第5話までの脚本も確定し、芦原氏も8月3日には第8話～第10話の詳細プロットを作成した。

(ア) 日本テレビ社員 Y 氏は6月19日に「第3話脚本(第2稿)」を送信後、29日に「第4話プロット(6/28版)」と「第5話プロット(6/28版)」を送信した。日本テレビ社員 Y 氏はこれらのプロットの送信時、メール送信文にてドラマクライマックスを構成するため、エピソードをあえて入れ替えた旨説明した。しかし7月1日、芦原氏は、プロットの設定に無理があるとし、登場人物の感情の流れを説明しつつ、エピソードの順番を入れ替えな

いで盛り上がりを得られる代替例を具体的かつ詳細に提案し、社員 A は同日『田中さん 4 話プロット修正案』にまとめて日本テレビ社員 Y 氏に送信した。社員 A はその送信メール文で、送信文書の一部は本件脚本家に読んでもらえるように推敲したと説明を加えた。

日本テレビ社員 Y 氏から 7 月 4 日に送信を受けた「第 6 話プロット(7/4 版)」を、社員 A が芦原氏に転送する際に、流れは原作どおりだがとしつつ、例を挙げて気になる点があると書いたところ、芦原氏は、冗談めかしてではあるが、社員 A のメッセージを読むだけで胃が痛むと書き、「ドラマ関連想像以上に負担が大きすぎる」と述べたのであった。

そして芦原氏は、同日、「第 3 話脚本(第 2 稿)」について、田中さんと笙野の食事シーンで原作の緻密な流れを端折ることで違和感がある表現になっている点、女性特有の深刻な問題を意識した原作の部分が省略されたり、表面的に扱われたりしている点などの問題点を指摘し、社員 A は翌 5 日 10 時 51 分に『第 3 話脚本へのお返事』として日本テレビ社員 Y 氏に送信した。社員 A は送信に当たり、「ドラマの視聴者はそんな細かいこと気にしないよ、とか尺の都合で長台詞は無理、など、色々あるとは思いますが、まずは一度原作の解釈を酌んで頂けたら幸いです」と申し添えた。しかし本件脚本家によると、同氏はこのコメントを知らされていなかったとのことである（本委員会質問に対する回答）。なお「第 5 話プロット(6/28 版)」には大きな指摘は無く、一か所のセリフの補足の提案があっただけであった。

芦原氏は、同じ 5 日の朝、今度は「第 6 話プロット(7/4 版)」について、基本的な流れは大丈夫だが、「原作からアレンジしてある部分が、不自然だったりキャラの言動が幼すぎたり、今後の流れに影響するから NG だったりという箇所」があることを指摘し、同日 11 時 45 分社員 A は『第 6 話プロットへのお返し』にまとめて日本テレビ社員 Y 氏に送信した。その中には、田中さんのダンスが動画投稿されて評判になり会社の同僚に知られるシー

ンがあるが、非現実的であるとして原作どおり、偶然ベリーダンスをしている友人から見せられたことに戻すよう提案した点があった。

日本テレビ社員 Y 氏は 7 月 10 日、「第 7 話プロット(7/10 版)」を送り、11 日には「8 話プロット」と共に、「『セクシー田中さん』ラストへ向けて、それぞれの流れ」と題する文書を送った。「ラストにむけて・・・」の文書については、芦原氏に詳細プロットを書いてもらうが、「ドラマチームとしてはこの流れに向かって構成してきた」との説明がされていた。

本件脚本家によると、同氏は、この文書を送った後の時点で日本テレビ社員 Y 氏より、芦原氏からプロットを書くことの申入れがあったと聞かされ、一切変えてはいけないというのでなければ異存がない旨伝えたとのことである（本委員会質問に対する回答）。

芦原氏は、7 月 16 日まず「第 7 話プロット(7/10 版)」について、冒頭の朱里と小西の喧嘩場面で脚本家が挿入したセリフは相手の人格を否定する無神経なもので、喧嘩する二人の関係を理解していないとして、原作どおりの言葉へ書き直しを求めたり、あるいは小西と進吾が飲むシーンについても言葉を端折らないでほしいと要望したりした。そして朱里のメイク大失敗こそ、これを解決する過程が感動を呼ぶ「旨味」であるのに、脚本で削除されていることが問題であるとも指摘した。

(イ) オリジナル部分について芦原氏は 7 月 20 日、第 9 話、第 10 話のざっくりしたプロットを作成し、社員 A は同日、日本テレビ社員 Y 氏に『第 9 話プロット』、『第 10 話プロット』として送信して、疑問点・リクエストがあれば遠慮なく言ってほしいとのドラマ制作側への芦原氏のコメントを添えた。これに対して 7 月 22 日、日本テレビ社員 Y 氏は制作サイドのリクエストを「9、10 話に関してドラマ側意向(0722)」にまとめて送信した。

しかし芦原氏は、翌 23 日、社員 A に面白いと思っていることの感覚が自分と本件脚本家では違うと言い、日本テレビ側のリクエストについて、そ

の理由を詳細に示してほとんどが応じられないとしつつ、一部本件脚本家の意見も配慮した提案を行い、できる限りそちらに寄せるように頑張る旨書き添えて、『9、10話へのご要望のお返事』を作成し、社員Aはこれを日本テレビ社員Y氏に送った。

日本テレビ社員Y氏は、7月24日「第4話脚本(第2稿)」を、翌25日「第6話プロット(7/24版)」を送信し、芦原氏は、7月27日、それぞれ2、3か所の指摘をただけで両方ともほぼ大丈夫との意見を返した。

(ウ) 7月28日、日本テレビ社員Y氏は、「第7話プロット(7/27版)」を送信したが、芦原氏は同プロットでは、田中さんの失敗メイクのシーンが単なる派手すぎるメイクという平板なものになっていたことから、当該俳優で漫画原作のようなコミカルなシーンができないのか、日本テレビ側に確認したいと述べた。これは本件漫画のテーマである「年齢の壁」の観点からは田中さんの老け顔が前提になるところ、キャスティング当初において俳優の美貌と年齢から懸念された点であったからである。日本テレビ側からは演技とメイクで対応できるとの説明を受けていた。芦原氏は、メイク失敗エピソードを後回しにして第9話、第10話のプロットを書くことにし、脚本家には伝達済みの「第2話脚本(第2稿)」および「第3話脚本(第2稿)」の修正箇所の修正を求めた。社員Aは7月30日、日本テレビ社員Y氏に対しこれらのことを伝えた。

8月1日、日本テレビ社員Y氏は、「第1話脚本(第4稿)」、「第2話脚本(第4稿)」、「第3話脚本(第3稿)」および「第5話脚本(第2稿)」を送信してきた。芦原氏はこれらの脚本ごとにそれぞれ複数箇所の修正を求める文書を作成し、社員Aが8月3日に日本テレビ社員Y氏にそれぞれの『お返し』として送信した。略記すると以下のようなことである。

「第1話脚本(第4稿)」では、4か所の指摘があったが、そのうち既に5月31日に検討を求めた箇所がそのまま残っていたことからその削除を求め

た点や、原作でもドラマでも登場する料理に要する時間に関するセリフについて根拠の確認を求める質問もあった。「第 2 話脚本(第 4 稿)」では、笙野が交際していた女性から去られた理由に関わる場面で、本件漫画の狙い（財産ではなく、家族のことを思いやらない父親の立振舞いが原因）の理解ができていないシーンの変更を求め、さらに「第 3 話脚本(第 3 稿)」では、7 月 5 日に第 3 話脚本(第 2 稿)に対する監修において、4 年前のレイプ未遂の回想に係るシーンについて、犯罪被害を訴えるシーンで相応しいシリアスさが不足していると既に指摘したにもかかわらず、十分な理解が得られていなかったとして、代案を提示し修正を求めた。また併せて飼っていたハムスターの逃走範囲に関するセリフについて、原作漫画の 100M 以内との吹き出しの記載を 200M 以内に変更した点にも疑問が呈された。そして「第 5 話脚本(第 2 稿)」についてもセリフの修正要請箇所が何か所もあったが、ヒンズー教徒が多いインドでベリーダンスをするという点に疑問を呈した。

(エ) そして 8 月 3 日、社員 A は前記の『お返し』とともに、芦原氏が作成した第 8 話から第 10 話までの詳細プロットを日本テレビ社員 Y 氏に送った。詳細プロットは、脚本の形式でこそなかったが、場面、登場人物とそのセリフと動作が詳しく書き込まれていた。詳細プロット送信に際しては、送信文中に、前記老けメイクが困難なことを前提として書いたことを述べ、ドラマ側に寄せて原作より「恋愛感情過多でセリフやエピソードアレンジしてるので、原作と同じシーンでも、こちらのセリフ&シーンを使ってください。ネタバレギリギリのライン探りながらバランス見ながら書いてるので、アレンジやエピソード順番入れ替え、セリフの変更は、基本、しないでほしいです。尺とか、撮影的に難しいとか、これはどうしても厳しいので変更できないか?とか、そういうのは勿論、ご相談ください」との芦原氏の要請を伝言として記載した。しかし本件脚本家によると、同氏は、この伝言も一切聞かされていないとのことである（本委員会質問に対する回答）。

翌4日、日本テレビ社員 Y 氏は、芦原氏の要請中、特に「アレンジやエピソード順番入れ替え、セリフの変更は、基本しないしてほしい」との点について、尺、撮影、実写化するにあたり必要なこと、スポンサーの意向、1話ごとの盛り上げ等のため脚本でアレンジは必ず発生するとし、原作をベースにアレンジやエピソード順番入れ替えをするが、芦原氏の意向と違った場合は、絶対に譲れないところは原作に戻し、そのほかは調整したいと返事した。これに対して社員 A は、芦原氏も、撮影都合などによる変更は受け入れる前提であったことから、「一切の変更を許さないということではない。芦原先生が譲れない点は修正をお願いしてきたと思うので今後も同様をお願いしたい」として承知した。

(オ) 同日、芦原氏は、先に7月28日に送信され、メイクの関係で監修を中断していた「第7話プロット(7/27版)」について、既に7月16日に修正を要請した2か所について重ねて修正を求めるなどの意見をまとめ、翌5日社員 A が日本テレビ社員 Y 氏に送信した。そこでは、7月16日に「第7話プロット(7/10版)」について指摘した会話部分をさらに丁寧にすることを求めたほか、要請した修正がされていなかったり、進吾の職場のパワハラで極限状態にまで追い込まれている状況描写の不足等が再度指摘されていた。

(カ) 8月9日0時53分に、日本テレビ社員 Y 氏は、「第1話脚本(第4稿)」、「第2話脚本(第4稿)」、「第3話脚本(第4稿)」の各修正脚本と「田中さん1話～3話決定稿前修正補足」と題する文書を送信した。送信メール文において、日本テレビ社員 Y 氏は、社員 A から8月3日送信した指摘箇所を半分以上修正したが、応じたくない箇所は芦原氏の意図をくみ取りながら修正したので、「全部抜いて」「丸っと入れ替えて」などをしないで、検討されたいと付記した。

同日6時21分、芦原氏は、社員 A 宛の LINE で、上記の修正がなされなかった点のうち、第1話脚本関係では、感じの悪い人格否定のアレンジセリ

フについて何度も求めたことだがとして削除を求めるほか、第3話脚本では、8月3日に意見で返したどおりに修正することを求め、「何度も説明したシーンではこれ以上やり取りしない、マルッと修正するように」伝えることを求めた。同日15時29分、芦原氏の修正意見を社員Aが『田中さん1～3話お返事』として日本テレビ社員Y氏に返した。

(キ)すると、日本テレビ社員Y氏は、翌10日第1話～第3話の脚本の各決定稿と第4話、第5話の脚本各第3稿を送信した。これらの脚本には芦原氏が求めた修正が施されており、芦原氏はこれらの全て異存がなく、翌11日に社員Aがその旨回答した。こうして第1話～第5話の脚本は確定した。

こうしたドラマ本編に関する監修のほか、芦原氏はHulu配信用のスピンオフドラマ4話の脚本も監修しなくてはならなかった。

(ク)芦原氏は、10月15日付で発行が予定されていた『セクシー田中さん』第7巻の巻頭に8月31日付でドラマ化の告知文を載せた。文中「原作から大きく逸れたと私が感じた箇所はしっかり修正させて頂いているし（恐らくめちゃくちゃうざかったと思います。）」と原作がある部分の脚本化に対し厳格に臨んだことを記載し、さらに「物語終盤の原作にはまだないオリジナル展開やそこに向かうための必要なアレンジについては、あらすじからセリフに至るまですべて私が書かせて頂いてます」とオリジナル部分の詳細プロットを書くことを宣言していた。

イ 本件脚本家による芦原氏の忌避と芦原氏の対応

8月22日以降に順次送信された第6話および第7話の各脚本(第2稿)は、芦原氏からの理由を付した修正要請と日本テレビ側からの修正版のやり取りが繰り返される状態が続き、9月5日には日本テレビ側が芦原氏の修正要請を理由を挙げて断るとともに本件脚本家が芦原氏の説明に拒否反応を示していると

告げられるまでになった。これに対して芦原氏が本件脚本家に監修者および原作者としての姿勢を伝え、理解を求めた。

(ア) 8月22日に日本テレビ社員 Y 氏から送付された「第6話脚本(第2稿)」に対し、芦原氏は、原作で、話の流れを考えて構成していたのに省略されているシーンやセリフの復活を求めたり、セリフをストーリーに相応しいものに修正したり、さらに不自然なくドラマが進行するような代案など多数の指摘箇所を提案し、社員 A は、これを25日に『田中さん6話脚本お返事』として送信した。

8月31日、日本テレビ社員 Y 氏から「第6話脚本(第3稿)」および「第7話脚本(第2稿)」が送信された。「第6話脚本(第3稿)」では、8月25日に芦原氏が修正提案した小西と朱里が飲酒する店についての田中さんの「サバランか」との質問や飲酒場所が無視されており、会社同僚間で田中さんのダンスが話題になったきっかけに関して、芦原氏が既に7月5日にした「第6話プロット(7/14版)」の監修で原作に戻すように求めていた点も修正されていなかった。またダンス曲の名称も「バラディ」と「マスマーディ」が混用されていた。そこで芦原氏は、これらの箇所については再度修正を求めるとともに、曲の名称をシンプルなバラディに統一するよう提案し、さらに2か所セリフの修正要求を加え、「第7話脚本(第2稿)」についてもセリフの追加や削除を複数要請し、社員 A が9月2日に『田中さん第6話』『田中さん7話』文書で日本テレビ社員 Y 氏に送信した。

これに対して、日本テレビ社員 Y 氏は9月5日に、「第6話脚本(第3稿 0905)」、「第7話脚本(第3稿)」、「第8話脚本(第2稿)」の各脚本と「6話7話修正、8話補足説明」を送信し、補足説明において、9月2日に社員 A が送信した第6および第7話に関する修正要請に対する対応を説明した。その中で、第6話では、芦原氏が求めた、「サバランか」との田中さんの飲酒場所の質問セリフを情景から分かるという理由で採用しないこと、田中さんの

ダンスが社内で評判になったきっかけについては、芦原氏の意見に反対して採用しないことを明言し、ダンス曲名称は専門家に確認したとしてマスマーディで統一するとの説明がされた。

そして日本テレビ社員 Y 氏は、この頃社員 A に対して、本件脚本家が芦原氏からの回答文を読めない状態にあり、日本テレビ社員 Y 氏が口頭で概要を伝えていると話した。日本テレビ社員 Y 氏は社員 A に原作者に伝えないでほしいと言ったが、社員 A は、このような重大なことは芦原氏に伝えないと今後の監修が正しくできないと判断し、このことも芦原氏に伝えたくて、上記脚本を転送して監修するよう求めた。

(イ) 芦原氏は、9月11日、「第6話脚本(第3稿 0905)」、「第7話脚本(第3稿)」の各脚本への意見、曲名、監修の姿勢について次のような意見をまとめ、社員 A が同日、日本テレビ社員 Y 氏に送信した。まず「第6話脚本(第3稿 0905)」について、曲名をシンプルなバラディに統一したうえで、マスマーディとバラディが同じ曲であることが分かるセリフで説明を補足する方法を提案した。本件脚本家が省略を主張する「店を尋ねる田中さんのセリフ」が実は、田中さんの質問セリフを入れることで、小西とサバラン以外で初めてお酒飲むんだなと強調され、朱里の気持ちを理解するように視聴者の注意を喚起するために必要なものとして用意されていたこと、またダンスの動画についても、初心者には過ぎない田中さんのダンスが動画で評判になるほどのものではあり得ないこと等の理由を詳細に説明して、日本テレビの補足説明中の提案を認めなかった。また「第7話脚本(第3稿)」についても、4か所のセリフについて、詳細な理由を付して修正を求め、曲名に関してはバラディが良いとして専門家への確認を求めた。

そして本件脚本家にむけたメッセージ『修正について』で、芦原氏は、監修者として漫画とドラマは媒体が違うので、ドラマ用に上手にアレンジするのがベストであることは理解している。全てお任せして「ああなるほ

どそうくるのか！面白い！」と思える脚本が読めるなら、一番良いが、「ツッコミどころの多い辻褃の合わない改変」がされるなら、しっかり、原作通りの物を作ってほしい。脚本で 100 点を目指すのはもう無理だと思うので、演技や演出力で、なんとか 80～90 点に、引き上げて欲しい。ベストは無理だと判断したので、限りなく全力でベターを目指して欲しい。と一層の努力を求め、原作者として「作品の根底に流れる大切なテーマを汲み取れない様な、キャラを破綻させる様な、安易な改変」は、作家を傷つけることをしっかり自覚して欲しいと要請しつつ、役者スタッフ等多数人の労苦に感謝しており、「闇雲に原作を変えるな！」と主張しているわけではなく、よりよいドラマになるように、自分を守るために、現段階でできるベストを尽くしているつもり」と結んで本件脚本家の理解を期待した。

芦原氏は、同日 9 月 11 日、「第 8 話脚本(第 2 稿)」にエピソードの順番入れ替えの疑いがあるので、監修せずに返し、エピソード順番入れ替えを絶対に許さないと回答するように社員 A に求め、社員 A は上記『修正について』を含む意見送信メールに、全部そろえて見せるように要求し、小学館の希望として「書き下ろした 8～10 話に関しては、撮影の都合などの理由以外では、できる限り改変しないでほしい」と伝えた。

(ウ) 日本テレビ社員 Y 氏は 9 月 14 日、芦原氏の上記修正要求どおりに直したとして、「第 6 話脚本(第 3 稿 0914)」と「第 7 話脚本(第 3 稿 0914)」を送信した。芦原氏は、9 月 18 日、第 6 話は問題なしとし、第 7 話も細かい指摘に止まる意見を返し、ここに本件漫画の原作部分に対応する第 7 話まで確定することになった。

ウ 第 2 話脚本の尺不足問題の発生

日本テレビ社員 Y 氏は第 2 話脚本の尺不足を理由に 9 月 14 日に、追加部分

として 19A シーンが挿入された「第 2 話脚本(決定稿追加台本)」を送った。その後、19A シーンに反対し代案を提案した芦原氏の希望が入れられず、確定したと思われたところに、再度、尺不足が発生し、芦原氏が 19A シーンの削除を求め、かつ追加用のシーンを 3 つも用意したのに 1 シーンを除いて採用されなかった。芦原氏は原作者の意向が無視されたことに憤り、Hulu スピンオフドラマの監修をしたくないと言うまでになった。前項（イ）のとおり、原作者としての想いを説明したにもかかわらず、理解しない脚本には強い不満を持ったと思われる。

（ア）9月14日、日本テレビ社員 Y 氏は、「第 2 話脚本(第 4 稿)」に尺不足（脚本が不足）があったとして、「第 2 話脚本(決定稿追加台本)」を社員 A に送り、芦原氏の監修を求めた。翌 15 日芦原氏は、追加されていた 19A シーンが前後の流れを分断させてテンポが悪くなっているから入れたくないとして、脚本では削除されていた原作のダンスレッスンのシーンがもったいないから追加してほしいが、いまさら無理であれば仕方ないとの意見を社員 A に返し、社員 A は同日、日本テレビ社員 Y 氏に漫画のレッスンシーンを添えて、芦原氏の意見を伝えた。

（イ）ところが 9 月 20 日 10 時、日本テレビ社員 Y 氏は、なお「第 2 話脚本(決定稿追加台本)」に尺不足があったとして末尾部分を追加した「第 2 話脚本(決定稿追加台本 2)」と、第 3 話の冒頭部分を修正した「第 3 話脚本(決定稿追加台本)」を送信した。

社員 A から送信された「第 2 話脚本(決定稿追加台本 2)」を読んだ芦原氏は、末尾に多くの内容のないセリフが水増しされているとしてすべて採用しない旨社員 A に告げ、代案を考えさせてほしいので締め切りの時間を教えてもらうように依頼し、追加希望箇所として 3 か所を挙げ、加えて上記 19A シーンの削除を求めた。社員 A は、同日 13 時 37 分、これを日本テレビ社員 Y 氏に伝えた。同日深夜芦原氏は、追加シーンとして ABC の 3 案を

作り、社員 A が 21 日 1 時 43 分に日本テレビ社員 Y 氏に送信した。3 案はいずれも、挿入場所を特定したうえ、発言者を特定してセリフが書かれ、出演者の動作や情景も書き込まれており、体裁を直せばそのまま脚本の一部として使える状態に整えられていた。芦原氏は社員 A に本件脚本家による変更は不可と伝え、社員 A は日本テレビ社員 Y 氏あて上記送信メールに「使用する場合は、セリフなどここからの改変は避けて頂きたいと思っております」と書き添えた。なお芦原氏は社員 A に対し、優先度は追加 B もしくは追加 A が最優先で、追加 C がこれに次ぐものと指定した。

しかし日本テレビ社員 Y 氏が翌 22 日にさらに修正を加えた「第 2 話脚本(決定稿追加台本 3)」を送信し、同日中の監修を求めた。内容は芦原氏が追加を求めた C が末尾に採用されただけで、同氏が入れるとテンポが遅くなると指摘した 19A シーンは削除されていなかった。

(ウ) 芦原氏は、同日、日本テレビの対応を知り、社員 A に 19A 削除を日本テレビに交渉するように求め、Hulu スピンオフドラマの脚本の監修をしないと伝えた。22 日 18 時 24 分、社員 A は、芦原氏の決意が固いと判断して、スピンオフドラマの監修を拒否する可能性があるかと心配し、日本テレビ社員 Y 氏に芦原氏の強い決意を伝えて相談した。日本テレビ社員 Y 氏は 22 時頃電話で 19A の削除で調整することを約束した。さらに社員 A は 24 日 1 時 46 分に日本テレビ社員 Y 氏に、芦原氏が初めの時点で話したとおり改変を容易に認めることのない作家で、これ以上押せば極めて危険で、全てをひっくり返す騒ぎになりかねないと判断していると説明し、19A の削除を求めた。あわせて芦原氏は自分の書いた 8～10 話の詳細プロットも「一言一句絶対に変えない」ことを要求していることを書き添えた。

その結果、日本テレビ社員 Y 氏は、社員 A に 19A シーンを削除することに同意する旨連絡し、24 日 7 時 10 分にメールにて 19A 削除で監督と脚本家の了解を得たと回答した。ただし「8～10 話一言一句変えないのはもちろ

ん無理」とも記載し、同日 19A シーンを削除し、芦原氏の追加 B・C のシーンを加えて第 2 話の脚本改訂が確定した。

(エ) この間、社員 A は社員 B と連絡を取って相談しており、22 日 22 時頃の電話による日本テレビ社員 Y 氏の 19A 削除同意後の時点で、社員 B に対し、脚本の追加部分に関する顛末を日本テレビ社員 X 氏に報告するように求めた。さらに 9 月 24 日 20 時、社員 A は社員 B 宛の LINE で、日本テレビ社員 Y 氏に 19A の削除を依頼し、追加 B が採用されたが、今後第 8 話～第 10 話について、芦原氏が本件脚本家の改変を一切認めないと言っており、日本テレビが第 8 話の脚本を出す前に日本テレビ社員 X 氏にそのことを話しておく方が良いと相談し、社員 B もその必要を認め、翌 25 日、日本テレビ社員 X 氏に電話で状況を説明した。また社員 B は、社員 C に芦原氏の状況を相談し、社員 C が 10 月 16 日に芦原氏と面談することになった。

エ 第 8 話～第 10 話脚本の送信とダンスシーンを巡るトラブルの発生

日本テレビ社員 Y 氏は 9 月 30 日、第 8 話～第 10 話の脚本を送信したが、芦原氏が意見の戻しをする前に、ドラマで実演するダンスシーンを巡って問題が生じ、芦原氏の日本テレビ側に対する不信が募っていった。

(ア) 9 月 30 日に日本テレビ社員 Y 氏は、第 8 話～第 10 話の各脚本(0930)を社員 A に送り、芦原氏が読む前に社員 A が読んで懸念事項を修正することを求めた。なおこの日以降、日本テレビ社員 Y 氏の送信メールには CC で日本テレビ社員 X 氏が送信先に加わるようになった。従って社員 A の日本テレビ社員 Y 氏あてメールも CC で日本テレビ社員 X 氏に送信されることとなった。

社員 A は、これらの脚本(0930)には、8 月 3 日に送った社員 A の第 8 話～第 10 話の詳細プロットからの変更があることに気づき、日本テレビ社員

Y氏に対し一旦はその理由を尋ねた。さらに、前項（エ）記載のとおり、社員Bが9月25日に日本テレビ社員X氏に芦原氏の原案からの変更を認めない方針を伝えていたことから、10月2日、日本テレビ社員Y氏にメールにて、社員Bが日本テレビ社員X氏に話した基本的に変更無しの要請が本件脚本家に伝わっているかと問い、「8話以降は、今までとは根本的に違い、ドラマとして必要な変更以外は基本的にしないしてほしい」と創作を入れないように強く求めた。これを受けた日本テレビ社員Y氏は翌3日ショートメールで社員Aに面談を求め、その結果4日に小学館で社員Bを交えて会うことになった。

社員Aは、上記の10月2日の日本テレビ社員Y氏あてメールで、本件脚本家に関して次のように問いかけている。

「確認なのですが、芦原さんが描き下ろした8～10話は基本的に変更無しで使用してほしい、という話は●●さん（本件脚本家。原文は実名）に伝わっていますか？●●（社員B。原文は実名）から●●さん（日本テレビ社員X氏。原文は実名）にもお電話差し上げたのですが、そのお話しは●●さん（日本テレビ社員Y氏。原文は実名）に伝わっていますでしょうか？」

以後のメールで日本テレビ社員Y氏がこの点について回答した形跡はない。また本件脚本家によると、同氏は一切聞かされていないとのことである（本委員会質問に対する回答）。

（イ）10月4日社員Aと社員Bは小学館で日本テレビ社員Y氏と面談した。その記録はないが、同日、先に退席したと思われる社員Bに宛てた社員AのLINEメッセージからは、社員Aが、既に送付を受けた第9話および第10話の脚本にはエピソード入れ替えや創作がたくさんあって芦原氏の承諾を得ることは根本的に無理であると述べたが、結局了解点は得られなかったようである。しかし、10月6日に日本テレビ社員Y氏が「第8話脚本

(0930)」の修正である「第 8 話脚本(第 4 稿)」を送信する際のメール文に「前回のお打ち合わせであった部分を修正し、朱里にメイク話、田中さん& 笹野&母の話のカットバック構成ではあるものの、それぞれの話の順番は入れ替えないなど、お打ち合わせ通りに修正させて頂きました」とあるように、日本テレビは、カットバックはあるもののエピソードの順番入れ替えをしない点までは約束していた。

しかしここで問題が発生した。

(ウ) 10月5日16時45分、芦原氏は社員Aに第3話脚本のシーン50で演じられるダンスが「ハリージ衣装でドラムソロを踊る」ことになっているが、これを「普通のドラムソロ」に変更するように日本テレビ社員Y氏に急ぎ伝えるよう要請した。芦原氏が問題としていたのは、同シーンでベリーダンスを田中さんがステージで踊る際、演出では「ハリージ衣装でドラムソロを踊る」こととされていた点であり、芦原氏は、社員Aに対して、ハリージ衣装でドラムソロを踊ることは、ベリーダンスの歴史的、文化的背景としてあり得ないので日本テレビ社員Y氏に確認してほしいと求めたのである。芦原氏の求めを受けた社員Aが同日19時50分ショートメールで、日本テレビ社員Y氏に対し、芦原氏からの依頼として、「ハリージ+ドラムソロ」はダンスの監修者がOKしているとは思えないので確認してほしいとの依頼があったことを伝えた。これに対して日本テレビ社員Y氏は社員Aに対して直ちに、ダンス監修者には「OK 頂いている」という認識であるが、改めて確認すると返し、同日23時35分にダンス監修者からOKの確認が取れたと連絡してきた。しかしこの時、実際にダンス監修者がOKと言っていたかという点には疑問が残る。芦原氏は、10月7日、かつて日本テレビ社員Y氏と会った際に「露出が少ない衣装で踊ってほしい」と述べたその発言が、誤解を生んだものと考え、制作現場に迷惑をかけたと詫び、これ以上の問題にはしないことを社員Aに連絡し、社員Aも同日、日本テレビ社員Y氏に伝え

た。

(エ) この間 10 月 6 日、前記のとおり、エピソードの順番を変更することがないように修正した第 8 話脚本(第 4 稿)と説明を記載した【8 話申し送り事項】なる文書が日本テレビ社員 Y 氏から提出され、さらに 8 日には第 9 話脚本(第 4 稿)と【9 話申し送り事項】も送付された。

ところが、後日、芦原氏は、「ハリージ衣装でドラムソロ」はあり得ないことを認識した。芦原氏は、日本テレビ社員 Y 氏（なお、撮影は 10 月 10 日を予定していたが、日本テレビ社員 Y 氏は社員 A からの 10 月 5 日の問い合わせに撮影済みであると虚偽の発言をしていた。このことでも芦原氏は不信感を募らせていた）の対応に不信を募らせ、間違った有りようのダンスが公に放映されることを看過できず、ダンスの監修者の名誉のためにも撮り直しをするか、それができないなら番組 HP や DVD への釈明文掲載等を日本テレビに要求するように社員 A に依頼した。

社員 A は 10 日社員 B にこの件を連絡して相談し、日本テレビ社員 X 氏に事態の收拾を求めることになり、芦原氏にも社員 B と相談していることを伝えた。

11 日、なお日本テレビ社員 Y 氏の言い分を確認するとの LINE メッセージを芦原氏に送るとともに、10 月 6 日に受け取っていた「第 8 話脚本(第 4 稿)」を送信し、監修を依頼した。これに対して芦原氏は、同日 11 時 47 分、ダンス選択の混乱の原因は、原作で描いた民族舞踊を本件脚本家が勝手に変えたことに起因しているとして、「脚本家は 8～10 話もう他の人に変えてほしいです。さすがにそろそろ限界」とのメッセージを返した。

一方社員 B は 10 月 12 日 15 時 25 分、社員 A に対して、日本テレビ社員 X 氏と電話で話したこととして、状況を説明したところ、日本テレビ社員 X 氏は、日本テレビ社員 Y 氏に話して同氏が認めれば謝罪させて撮り直しできるか検討し、否定すれば詳細な状況を教えてほしいと述べ、さらに 3 話だか

ら撮り直しはできると述べたことを伝えた。

そして翌 13 日、日本テレビ社員 Y 氏より撮り直しの電話連絡が社員 A にあり、さらに 13 時 18 分、メールで、ダンス演技の状態についても選択肢が提案され、芦原氏が選択して撮り直しが確定した。

(オ) この間、社員 J が 7 月 27 日に日本テレビに送信した契約書案に対して同社から 9 月 26 日に修正案が戻された。その中では、改変についての原作者の承諾に関し、小学館提示の原案では小学館と原作者双方の同意が必要としたものを、日本テレビは、日本テレビとして合意を得るべき相手を小学館に限定する修正依頼があった。原作者の承諾は不可欠であるため、小学館を介して原作者の承諾を得ることに修正し、社員 J は部内の承諾を得たうえ、10 月 23 日に日本テレビに送った。その時点では脚本家の交代があったが、社員 J は知らされておらず、その点を、考慮したものではなかった。なお、放送終了までに日本テレビから戻しはなかった。

オ 脚本家の交代

以上の経過を経て、芦原氏の日本テレビ側に対する不信感は強くなり、脚本に原作者の意見が素直に反映されないことにも不満が募ったと思われる。加えて、オリジナル部分を迎えて、詳細プロットにないセリフやエピソードの入れ替えや挿入をしないように何度も要請していたにもかかわらず、第 9 話脚本に創作シーンが挿入されていたことから、芦原氏は限界を超えたとして脚本家の交代を求め、10 月 22 日、日本テレビもこれに応じた。

(ア) 前記のとおり社員 A が 10 月 11 日、「第 8 話脚本(第 4 稿)」と同申し送り事項を芦原氏に送信して監修を求めたところ、芦原氏は、話の区切りや、シーンの要否について、全体のバランスを見る必要があるから、第 8 話～第 10 話を全て揃えて欲しいとし、それまではっきりした返事ができないと社

員 A に伝えた。芦原氏は、12 日、「第 8 話脚本(第 4 稿)」に 4 か所の修正希望を指摘し、社員 A は 13 日に『8 話脚本 1013』文書として日本テレビ社員 Y 氏に返した。

社員 A は、10 月 8 日に受信した「第 9 話脚本(第 4 稿)」は、芦原氏に未だ見せない方がよいと判断しており、その旨日本テレビ社員 Y 氏に伝えていた。

16 日、社員 C は芦原氏と会食し、芦原氏から「出てくる脚本がことごとく世界観を壊してくる」「何度言ってもなおらない」と聞かされた。取締役 I は、社員 C が芦原氏と会食する前に、ドラマで揉めているみたいなので詳細聞いてきます、と聞かされた。これが『セクシー田中さん』ドラマ化のトラブルを会社幹部が最初に知った時になる。しかし取締役 I はその後クレジット問題が起きるまで詳細は聞いていない。

(イ) 社員 A は、芦原氏が、脚本家変更に言及しており、先に日本テレビ社員 Y 氏から送信されていた第 9 話脚本に本件脚本家が創作したセリフが挿入されていたことから、17 日、電話で日本テレビ社員 Y 氏に対して、不可欠なもの以外は削除するように求めたところ、日本テレビ社員 Y 氏が「それでは本当に芦原先生が書いたとおりに起こすだけのロボットみたいになってしまうので、●●さん（本件脚本家。原文は実名）的に譲れないと思う」と述べたことがあった。そこで、社員 A は同日 22 時、日本テレビ社員 Y 氏にあて、日本テレビ社員 X 氏には CC にて、あえて失礼を承知で言うとして「残り 9、10 話に関しては「ロボットの脚本起こし」をお願いしたい」「それを●●さん（本件脚本家。原文は実名）にして頂くのはしのびない、ということでしたら、8 話以降は別の脚本家の方をお願いしたい、と社員 B から●●さん（日本テレビ社員 X 氏。原文は実名）へお話しさせて頂いた」と記載し、「それくらい今はギリギリの状況と認識」しているとのメールを送信した。合わせて、第 10 話はオリジナルが大量に入っているので芦原氏には

見せられず、プロットのやり取りからにしたいなども記載した。

翌 18 日 0 時 58 分のメールで日本テレビ社員 Y 氏は、社員 A に伝え方が悪かったが、芦原氏の納得するものを完成させたいと述べ、第 10 話脚本は参考であり、改めてプロットからやり取りしたいと述べ、同日 19 時 57 分、「第 8 話脚本(決定稿)」を送付してきた。

(ウ) 社員 A が 18 日 21 時、受信した「第 8 話脚本(決定稿)」を芦原氏に送って監修を求めたところ、芦原氏は、19 日 6 時 11 分の社員 A 宛ての LINE で、修正点の内、追加セリフを挿入する箇所を間違えており、その後の流れがおかしくなると指摘し、元に戻すように求めた。加えて素直に自分が書いたものを脚本に起こしてくれればよいと記載し、第 10 話の不足分を書くから何分足りないか教えるように求めた。芦原氏は時間が無くなることを心配していた。

社員 A は、同日 12 時、直ちに日本テレビ社員 Y 氏に上記の点を指摘し、修正して第 8 話脚本の製本を要請し、「9 話と、10 話は何分足りないのかを出して欲しい」との芦原氏の要望を伝えた。

ここで第 8 話脚本は確定した。

(エ) 日本テレビ社員 Y 氏は 19 日 17 時 35 分、「第 9 話脚本(第 5 稿)」、「第 10 話プロット(10/19 版)」および各話の申し送り事項を送信し、10 話分の不足時間がプロット 15 頁くらいと伝えた。

社員 A は、上記 (イ) 記載のとおり、日本テレビ社員 Y 氏にロボットの脚本起こしを求めたのに、「第 9 話脚本(第 5 稿)」に、指摘したオリジナルのセリフが残っていることから日本テレビ社員 Y 氏は本件脚本家に話せていないと思ったが、同日 18 時 52 分、「第 9 話脚本(第 5 稿)」に本件脚本家の創作が残っていることを注意喚起して芦原氏にこれらを送信した。芦原氏は、同日 19 時、社員 A に、明日きちんと読むが、終盤オリジナル部分のあらすじからセリフまで全部自分が書くことになっていた、約束を守らないのであれ

ば Hulu 配信、DVD 化、海外版も拒否することを日本テレビ側に伝えるよう依頼する LINE メッセージを送った。

社員 A は、この芦原氏の反応を受け、社員 B と相談し、日本テレビ社員 X 氏と協議をすることになった。

そして芦原氏は、20 日 19 時 17 分、「第 9 話脚本(第 5 稿)」を全部読んだうえとして、同脚本を全て承諾しないと、第 9 話の構想の概略を示したうえで、自分で書く、本件脚本家を代えてくださいと記載した LINE を社員 A に送った。

この芦原氏の姿勢を聞いた後になるが、社員 B は 21 日、日本テレビ社員 X 氏に連絡が取れ、13 時に LINE で社員 A に対して、日本テレビ社員 X 氏に状況を伝えたところ、同氏は第 9 話、第 10 話については（芦原氏の詳細プロットに）直しを入れないことを確認し、日本テレビ社員 Y 氏が本件脚本家と直さずにそのまま書くことで話を付けることができなければ脚本家を代えるように話すと回答したことを報告した。そして社員 B は社員 A に、次回、日本テレビ社員 Y 氏に返す時は念押しで一切変更不可と明記するように助言した。

（オ）社員 A は、21 日 13 時 49 分、芦原氏に対して、日本テレビ社員 X 氏から、次に日本テレビに返す第 9 話、第 10 話の修正点について一言一句でも変えたら脚本家変更で日本テレビ社員 X 氏自身が本件脚本家と話す約束したことを告げ、監修を続けてもらえるか打診したところ、芦原氏は、直ちに脚本家を変更することを譲らず、変更が無理なら今後すべてを許諾しないと返答した。その LINE メッセージは以下のとおりであった。

「脚本家さんは、今すぐ替えて頂きたいです。最初にキチンと、終盤オリジナル部分は芦原があらすじからセリフまで全て書くと、お約束した上で、今回この 10 月クールのドラマ化を許諾しました。約束が守られないなら、Hulu も配信も DVD 化も海外版も全て私は拒絶します。」

●●さん（本件脚本家。原文は実名）のオリジナルが少しでも入るなら、そもそも私は9、10話永遠にオクケー出さないです。●●さん（本件脚本家。原文は実名）の度重なるアレンジで、もう何時間も何時間も修正に費やしてきて、限界はとっくの昔に超えていました。

●●さん（日本テレビ社員 X 氏。原文は実名）が間に入ってくくださった、というのを信頼して今回が最後と思ってました。けどまた同じでしたので、さすがにもう無理です」（下線部は本委員会）

芦原氏の意味は覆らないと判断した社員 A は、同日 14 時 58 分、日本テレビ社員 X 氏に宛てたメールで上記のメッセージをそのまま送信し、第 9 話、第 10 話を一語一句変えずに脚本にしても、芦原氏の気持ちは変わらないだろうとして、今後の対応を相談したいと結んだ。

日本テレビ社員 X 氏は翌 22 日 1 時 48 分、脚本家交代を前提にしたメールを社員 A に送信し、そこには上記下線部がそのまま引用され、その約束に沿う形で進める方向であったが、送信したプロットで「うんざりされたということであれば、来週先生にいただいた内容で別作家と脚本化」すると回答した。

ここに第 9 話および第 10 話について本件脚本家の脚本は使用されないことが確定した。

カ クレジット問題

脚本家交代後、芦原氏が作成した第 9 話、第 10 話の脚本が日本テレビ社員 Y 氏に送られ、日本テレビ側の演出者等の意見を聞いて芦原氏が修正しながら脚本を完成させた。ドラマ作りは順調に進行し、10 月 22 日には第 1 回目の放映があって連続ドラマがスタートし、12 月 24 日の最終回まで予定どおり放映された。この間、TVer 配信での第 5 話の使用楽曲の無断変更や、芦原氏

(の代理人である小学館)の許可なくサウンドトラックの発売情報が流されるというトラブルはあったが、本事案の最も大きなきっかけとなったのがクレジット問題であった。しかし小学館関係者は12月8日にはその問題も解決したと思っていた。

(ア) 日本テレビ社員 X 氏は、前項 (オ) 末尾記載の10月22日1時48分の社員 A へのメールにて、脚本家交代で、本件脚本家が第9話、第10話脚本にクレジットを入れることが難しいかと質問した。

一方芦原氏は、10月28日、第9話と第10話脚本を作成して社員 A に送信したが、その際、これら2話の脚本を他人の名前で発表することに違和感があるとして、脚本家クレジットに新たな脚本家と共に自分の名前を載せられないかとのLINEメッセージを送った。そこで社員 A は翌29日社員 B と相談し、芦原・新脚本家・本件脚本家の3名を併記する脚本クレジットのイメージの提供を受け、芦原氏に確認することを助言された。小学館は本件脚本家が脚本の監修をするだろうと思っており、3名併記の案を芦原氏に照会したところ、同氏は本件脚本家の名前を拒否した。よって社員 A は同日、日本テレビ社員 Y 氏に芦原氏の第9話、第10話の脚本を日本テレビ社員 Y 氏に転送するとともに、芦原氏の名前と新脚本家だけの連名でクレジットにするように要請した。

(イ) その後クレジットについては進展がないままであったが、11月9日、芦原氏はクレジットについて返事がないと、第10話の脚本を渡さないとの意向を社員 A に話したので、社員 A は社員 B に相談した。社員 B は直ちに日本テレビ社員 X 氏に連絡し、同氏からは、本件脚本家と協議中との返事があったが、翌10日16時にクレジット表記が5案送信された。社員 A は、同日21時に芦原氏に送ったが、いずれも本件脚本家の名前が入っており、芦原氏は即座に本件脚本家の名前を外すよう求めて、「本件脚本家が原作に忠実に脚本を作ってくれる人」と視聴者に思われたくないとの理由で承諾し

ないとの LINE メッセージを社員 A に返した。

社員 B は、13 日に日本テレビ社員 X 氏と協議し、日本テレビ社員 X 氏から第 9 話は本件脚本家を外すが、最終回第 10 話は全員クレジットとしてもう一度本件脚本家の名前を載せる案が提案された。社員 B からこの案の提示を受けた社員 A は、これだけでは難しいと判断し、第 10 話のクレジットには「1～8 話 ●●●●（本件脚本家。原文は実名）」と表記することで提案しようと考え、21 時 21 分に芦原氏に提案した。芦原氏はこの案で了解し、第 10 話脚本を送ることを約した。社員 A は、社員 B に日本テレビ社員 X 氏への連絡を依頼した。

社員 A は 11 月 15 日、第 10 話の脚本を送り、同月 24 日、日本テレビ社員 Y 氏から、脚本で予定した屋外スケート場のロケができず、屋内ロケになることから変更が必要になるセリフ等の質問を受けて、同日芦原氏の意見を聞いて回答し、同月 25 日、日本テレビ社員 Y 氏から監督の了解を得て確定した旨のメールを受けた。先に第 9 話脚本は 11 月 5 日に確定しており、かくしてすべての脚本は確定した。日本テレビ社員 Y 氏によれば、本件脚本家に 11 月 14 日に電話をかけ、本件脚本家の希望であった「9 話、10 話、『原作・脚本 芦原妃名子』『脚本 本件脚本家』」というクレジット案は芦原氏の下承をもらえず、脚本家クレジットとして、「9 話は芦原先生のみとし、10 話は最終回なので全員クレジットとして 1～8 話の脚本クレジットは本件脚本家、9、10 話の脚本クレジットは芦原氏」というクレジットであれば芦原氏の下承が得られる旨を伝えたが、本件脚本家から自分の希望クレジットが通らないのであれば第 1 話から第 8 話まで執筆した自分の脚本について、二次利用も含めて使用しないで欲しい旨主張されたということであった（本委員会質問に対する回答）。

（ウ）ところが、従来確定した脚本は製本されて直ちに芦原氏の下に届けられていたのに、第 9 話と第 10 話の脚本が届けられなかった。12 月 4 日、

芦原氏は、第 9 話および第 10 話の脚本の製本が届かないことについて社員 A に日本テレビへ照会するよう求め、続けて、撮影現場に、いつもと違って第 9 話、第 10 話分だけは撮影稿が配布されていることを知り、「クレジットの件、脚本の件を曖昧にするなら、配信、DVD 等の二次利用を一切認めない」と日本テレビに伝えるように社員 A に LINE メッセージを送った。さらに芦原氏は、詳細プロットを書いた第 8 話の脚本クレジットについて、本件脚本家との併記を求めた。そこで社員 A が同日 17 時 32 分、日本テレビ社員 Y 氏あてに第 9 話、第 10 話は脚本を刷らずに撮影を進行させているか問い合わせた。すると日本テレビ社員 Y 氏からは当日 19 時に、CC で送信した日本テレビ社員 X 氏からは翌日 3 時に、いずれも「クレジットの件がクリアしてない段階で印刷しておりませんし渡せていません」とのメールによる回答があった。

社員 A は、5 日の 1 時に日本テレビ社員 Y 氏に第 9 話、第 10 話の脚本の情報共有をしたいとメールし、12 時には日本テレビ社員 X 氏にクレジットの件および二次利用の件で難航して申し訳ないとのメールを送った。

(エ) 12 月 6 日 18 時頃、社員 A から上記日本テレビ社員 X 氏のメールの転送を受けた芦原氏は、クレジットの問題が解決しない限り二次利用は認めない旨日本テレビ社員 X 氏に伝えるように、社員 A へ LINE メッセージを送った。その後、社員 A は、同日 21 時頃、社員 B から、日本テレビ社員 X 氏が、社員 B との協議において第 9 話は本件脚本家の名前を抜くという 11 月 13 日の芦原氏が了解した案のとおりになると返答した旨の連絡を受け、さっそく 22 時 46 分に芦原氏にその旨 LINE し、翌日午後芦原氏と面談した。

芦原氏は、その場で 11 月 13 日の条件だけではだめで第 8 話の脚本クレジットに芦原氏の名前を併記することと、芦原氏からの要望が日本テレビ側で円滑に通らないことから、日本テレビ社員 X 氏、日本テレビ社員 Y 氏、

本件脚本家の3人と直接会って話したい、二次利用はそれまでストップだと述べた。その後、芦原氏は21時29分、社員AにLINEで、本件脚本家の名前がない第9話の脚本が届いたことを連絡し、日本テレビ社員Y氏が社員Aと正確に共通認識を持っていないと感じるので3人が面談に応じるなら第8話のクレジットを譲ってよいと譲歩した。

同日21時43分、社員Bから社員Aに対して、既に日本テレビ社員X氏に芦原氏の三者との面談の条件を話し済みであるが、同氏は特に抵抗はなかったとの連絡があった。しかし12月7日夜、社員Bから相談を受けた社員Cが芦原氏と面談し、三者との面談を求める目的が本件脚本家がクレジットを求める理由の問いただしであり、譲歩や妥協ではないことがわかり、本件脚本家が原作者の意向を十分に知らされていない場合もあり得るので傷つきかねないから止めるよう助言し、8日2時には芦原氏もこれを受け入れて、面談要請を撤回した。

社員Bは、日本テレビ社員X氏とクレジット問題で話した際、本件脚本家の不満も大きく、SNSに投稿して公にするとの強い意向を示しており、制止できないと聞かされた。そのことを知った上司の社員Cは、社員Bに対して、日本テレビに本件脚本家に内情を話さないように念を押しておくようにと指示し、社員Bは、8日、日本テレビ社員X氏に対し、芦原氏が出していた要求（第8話の脚本クレジットに芦原氏を追加する件や本件脚本家らとの面談を求める件）を取り下げて収めたことを伝え、本件脚本家のケア、ちゃんと頼みますよと依頼した（なお日本テレビ社員X氏は、本委員会質問に対する回答において、社員Bから「本件脚本家を説得して投稿しないようにしてほしいと依頼」を明確に受けた記憶はなく、社員Bとの間で本件脚本家の「投稿は望ましくないものだ」と会話をし、「弊社が個人のインスタグラムを止めることができるか確信できない」と話したという）。

以上の経過を経て、放映も順調に進み、評判も良く、芦原氏も喜んでい

た。

(3) 本件脚本家による SNS 投稿経緯と対応

ところが 12 月 24 日、本件脚本家が SNS に、本ドラマ化の第 9 話、第 10 話の脚本に関する見解を投稿したが、芦原氏の我儘による脚本家の変更がされたとも読める内容だった。小学館担当者は日本テレビ側に善処を求めたが、進展せず、芦原氏は作画ができないほど悩むことになった。

ア 本件脚本家の投稿と当初の対応

(ア) 本件脚本家は、本ドラマの最終回放映日である 12 月 24 日、Instagram に「最後は脚本も書きたいという原作者たつての要望があり、過去に経験したことがない事態で困惑しましたが、残念ながら急きょ協力という形で携わることになりました」と投稿した。

取締役 I は、当日 SNS でこの投稿を知った。社員 A は、翌 25 日に芦原氏から連絡を受け、社員 B に相談した。社員 B は翌 26 日、メールで日本テレビ社員 X 氏と日本テレビ社員 Y 氏にむけて、本件脚本家の投稿の結果、会社として二次利用を含め作品展開に関して、状況を動かすことが難しくなると連絡した。

日本テレビ社員 X 氏は翌 27 日、社員 B にメールを送り、本件脚本家には第 9 話、第 10 話を芦原氏の脚本で映像化することの理解を得ていたと説明した。しかし、そのうえで『協力』での氏名表示を求められた際に、●●さん（社員 B。原文は実名）にご相談したとおりの結論…『脚本協力と誤解されるため表示しない』ことも説明させていただいていたものです。ですので、投稿に関しては、芦原先生の気分を害したことも含め、我々も残念です。●●さん（社員 B。原文は実名）のご推察どおりまだご本人の中で消化しきれてなかったということだとは我々も感じます。10 話放送後から、この投

稿の件も含めて一度お会いしてお話できないかということ連絡しているのですがお会いできない状況でございます」というものであった。

しかし芦原氏は、26日には騒ぎになってドラマが台無しになることを恐れ、触れないでおく意向を伝えていた。

(イ) 本件脚本家は、12月28日、再びインスタグラムに投稿し、自身が脚本を書いたのは第1話～第8話であり、第9話、第10話は原作者だから誤解しないようにと記載したうえ、続けて「今回の出来事はドラマ制作の在り方、脚本家の存在意義について深く考えさせられるものでした。この苦い経験を次に生かし」との記述であった。

(ウ) 芦原氏は、12月31日、社員Aに疲れたから1回漫画連載を休載したいと述べ、来年どこかで本件脚本家の投稿に対する反論文（これを芦原氏は「アンサー」と呼んでいる。以下「アンサー」）を出したいと、落ち着いた内容のメールを送信した。

(エ) 本件脚本家の投稿について、社員Fは当初に知ったが、特に大きな問題という認識はなかった。取締役Iも本件脚本家の投稿による反響について特に芦原氏への非難が深刻という感じではなく、どちらかといえば事実が違うなという程度の認識で、当初は芦原氏がコメントを出すことに賛成していなかった。取締役Dには報告がなく、取締役Eは2024年になってから報告を受けた。社員Aの上司である社員Gも芦原氏の投稿に至るまで、『セクシー田中さん』のドラマ化に関するトラブルを全く知らなかった。

イ アンサーの準備

小学館は、会社としては特に対応はとらず、社員Bらが日本テレビの反応を待つ姿勢であったが、芦原氏は、本年1月10日、面談した社員Cに対して、本件脚本家の投稿に対してストレスを受け、原稿が書けないほどになっ

ているとの心情を話し、アンサーの公表を強く望んだ。社員 C は芦原氏の意向が固いと判断し、事実確認を行うため、認識している事実を時系列で書いて送るように求めた。1月17日に芦原氏から社員 C に時系列文書が到来し、社員 A、社員 B に共有して各自の記録・記憶にもとづく確認を行い、翌18日芦原氏を含む4人全員で小学館において確認し合った。公表文の原稿は芦原氏が用意したが、社員 C が修正し、芦原氏の確認を求めるという方法で5、6回修正を繰り返して完成させた。

この間社員 C は上司の取締役 I に対して、アンサーを出すための協力をしていることを話し、取締役 I は、芦原氏が漫画を描けないまでの状態になっているのであればやむを得ないと賛成し、18日には来社した芦原氏に挨拶した。一方、社員 A や社員 B は、芦原氏の意向が確固たるもので、それに寄り添いたいという思いから確認作業に携わった。社員 A は1月18日の芦原氏来社の際に、上司の社員 F に状況を説明し芦原氏に挨拶するよう求めた。社員 F はアンサー掲載に賛成ではなかったが、社員 A の要請で労をねぎらうにとどめた。

ウ 芦原氏の X 投稿に至るまで

1月26日に芦原氏が X にアンサーを投稿する前において、小学館関係者には反対の意見を持った者もいたが芦原氏の意向が固いことからあえて制止を試みた者はいなかった。また芦原氏が自分で投稿することを前提としたこともあってか、日本テレビに対する抗議等を含めて小学館として、本件脚本家の投稿に対する対処がなされることはなかった。

(4) 原作者による SNS 投稿経緯と対応

ア 芦原氏の投稿

芦原氏は1月26日14時30分、Xと芦原妃名子ブログに「ドラマ『セクシー田中さん』について」と題する長文を投稿し、事実関係と文章の内容も小学館と確認したうえで、第9話、第10話の脚本を書かざるを得ないと判断するに至った経緯や事情を報告するというものであった。

記載された事実経過の要旨は以下のとおりである。

- ・ドラマ化の条件は、必ず漫画に忠実をお願いしたい、漫画がないドラマオリジナル部分については原作者（芦原氏）があらすじからセリフまで用意し、原則変更しないでいただきたい、そのために、原作者が用意したものをそのまま脚本化する脚本家を用意していただくか、場合によっては、原作者が脚本を執筆する可能性もあることを想定していただきたい、ということだった。
- ・こうした条件は脚本家を始め制作スタッフに失礼なため、小学館を通して日本テレビに確認のうえスタートした。
- ・ところが、毎回、漫画を大きく改変したプロットや脚本が提出されたため、変更してもらいたくない理由を丁寧に説明し、加筆修正を行い、第1話～第7話の脚本ができた。
- ・原作者があらすじ、セリフを準備するオリジナル部分では、大幅に改変されていたので、当初の約束どおり、原作者が用意したものを脚本に落とすよう求めた。
- ・しかし、改変が続いたため、第9話～第10話について脚本家の変更を申し出て、原作者が脚本を執筆した。

芦原氏は、投稿文の末尾を「素敵なドラマ作品にして頂いた、素晴らしいキャストの皆さんや、ドラマの制作スタッフの皆様と、『セクシー田中さん』の

漫画とドラマを愛してくださった読者と視聴者の皆様に深く感謝いたします」と結んだ。

イ 小学館の対応

芦原氏の投稿について、社員 A、社員 B、社員 C、取締役 I は、事前に承知していた。社員 A は、投稿後である 26 日 15 時ころ、社員 F に、芦原氏がどうしても投稿すると言っていると伝えて投稿文のプリントを渡した。社員 F は、多くの炎上を経験したことがあり大変なことになったと思い、広報室への連絡を指示した。以後、法務室を交えて週明け 29 日に対策を協議することになり、外部からの問い合わせに対する対応マニュアルが確認された。

社員 A は、投稿後、直接の上司である社員 G に報告した。

ウ 芦原氏の投稿取り下げ

芦原氏の投稿は反響を呼んだ。芦原氏の苦勞に同情が集まり、反面、本件脚本家への非難が集中した。

翌 27 日 16 時頃、社員 A、社員 B、社員 C は芦原氏とオンライン会議を開き、大きな反響が起きているが大丈夫か、今後どうしたいかなど、芦原氏のケアに努めた。18 時頃、社員 A から、社員 F に対して、芦原氏が思いは果たしたので、予期していなかった個人攻撃となったことを詫げるコメントを出して、投稿を取り下げることになったとの連絡があった。社員 F は、削除はかえって炎上が進むこともあり得るとして制止するように言うとともに、すでに全社マターになっているとして、担当者だけで判断しないように強く指示した。社員 F は、週明けの会議に備えて社員 A の協力を得て、「経緯説明書」を用意した。

ところが 28 日 16 時過ぎ芦原氏は、謝罪コメントを出して、X の投稿を削

除、ブログを閉鎖し、以後連絡が取れなくなった。

エ 投稿取り下げ後の経過

(ア) 1月29日、芦原氏が亡くなられたことが分かり、直ちに報道された。テレビや新聞、ネットメディアで大きく報じられ、そこでは芦原氏の投稿内容が改めて紹介されて、芦原氏への同情の声が多く寄せられた。経済誌ネットメディアでは、日本では往々にして原作者の意図に反した映像化がなされることが多く、芦原氏の例もそうではないかとの推測の下、日本国内のドラマの衰退を招きかねないとの論調もあった。また日本テレビへの非難が多く寄せられ、小学館に対しても芦原氏の利益を守る契約をしたのかとの疑問や、同氏に対するサポート不足を指摘する意見もあった。また原作者の意向を明示する条件の記載等、契約の在り方についての疑問や、原作者の意図を伝えるべき出版社とテレビ局とのやり取りこそが問題であるとする意見も出された。

(イ) 2月8日、本件脚本家は、芦原氏がブログで書いたことは初めて聞くことばかりであった、SNSをもっと慎重にすべきだったとのコメントを発表してインスタグラムのアカウントを閉鎖した。

(ウ) 小学館は、次の対応をした。

1月30日 小学館公式サイト(SOL)に「芦原妃名子先生の訃報に際して、謹んでご冥福をお祈り申し上げます」掲載

1月31日 ご遺族のコメント「報道関係者の皆さまへ」を代理でマスコミ各社へ発表

2月6日 全社説明会で報告。「『全社説明会』報告概要の件」を全社メール

2月8日 SOLに「芦原妃名子先生のご逝去に際して」掲載。『プチコミック』公式サイトに「作家の皆様 読者の皆様 関係者の皆様へ」掲載

3月4日 『特別調査委員会』について」を全社メール

3月8日 『プチコミック』4月号（3月8日発売）に「追悼」掲載

3月11日 『プチコミック』公式サイトに「追悼」掲載

4月5日 『姉系プチコミック』5月号（4月5日発売）に「追悼」掲載

(エ) 原作者と脚本家あるいは漫画のテレビドラマ化の問題点についてはその後も話題となり、識者により以下のような点が指摘されている。

- ・時間に追われるドラマ制作現場では原作者の権利が軽んじられがちである。その防止のためにも契約が必要である。一方、制作者側からは著作者人格権不行使特約が有効だが、その実例はない。

- ・双方が公正に話し合える環境を作るべきである。あるいはクリエイターが弁護士の相談を受けられる仕組みが必要だ。

- ・原作者と脚本家との間で双方の意見をすり合わせる責任者がいないことがこじれる原因だ。

第4 考察

調査結果に基づくと検討すべき問題点として、以下の点が挙げられる。

① 小学館と日本テレビの契約関係について

本委員会は6月10日にドラマ化の合意が成立したと解するが、その契約条件は如何なるものであったか。特に脚本を芦原氏が書くことは契約上どのような意義を持っていたかが問題になる。

さらに、以上のような問題が提起されることから、

a ドラマ化決定の合意形成が不確実ではなかったか

b 実際にも契約書が締結されることがないままドラマ化が進行したことはどのように影響したか

が注目点になる。

② 芦原氏が日本テレビに対して脚本家の交代を求めたこと等について

芦原氏は 10 月 22 日、日本テレビに脚本家の交代を求め、自ら脚本を書くことになった。さらには脚本クレジットの表記に本件脚本家の名前を入れることに応じなかった。これらのこともあり、本件脚本家の SNS 投稿につながり、ひいては芦原氏のアンサー投稿に至った。そこで脚本家交代を求めたことなどの可否あるいは妥当性さらには小学館の行動によりこのような事態になることを回避し得たかも検討事項である。

③ 原作者の思いと脚本家との乖離について

本事案の経過から、芦原氏が原作漫画に込めた意図と本件脚本家の表現しようとした内容に大きな乖離があったこと、脚本作成過程で原作者の指摘・要望の本件脚本家への伝達が正確に行われなかったと思われること、あるいは伝達しても本件脚本家の意図と相いれなかったことがうかがわれる。

以上からは、①～③についての小学館の対応として、契約関係の整理（①）や本件脚本家との意思疎通の取り方（②③）が十分かの検討が必要になる。

加えてそもそも、連載中の漫画のドラマ化という点は、①で対応が迫られる大きな問題になるし、②では本件脚本家への対応が問題になりえる。そして作家の意思が伝わっているかの確認も③では重要である。

またここではテレビ局への向き合い方も問題になる。特に本件脚本家に対する、原作者の要望や意図の伝達がどのように行われたかである。経過を見るに社員 A の負担は少なくなかったと思われる。

また本件脚本家投稿後の対応についてはなお検討する点があるように思われる。さらにその背景には漫画のテレビドラマ化一般に通底する問題があり、そこに目

を向けないと本質的な解決に至らない。

④ 危機管理体制

本件脚本家の SNS 投稿がきっかけであるが、芦原氏自らの投稿が凶らずも、ネットユーザーから本件脚本家が個人攻撃を受ける結果になった。

一部の者を除き小学館では、本件脚本家の投稿についての関心は高くなく、芦原氏の投稿についても同氏にむけられる炎上には心配する向きがあったが、本件脚本家への炎上が芦原氏に与える影響については検討された様子はない。

危機意識が十分か、また対応策があるのかが問題になる。

小学館として何をすべきかの検討をしなくてはならない。従業員が業務に関連して SNS で個人攻撃されたときにどうするのだろうか。使用者として安全配慮義務を負う場合もあると思うが、懇意にし、継続的に取引関係がある作家が小学館で連載・発行する作品に関連して炎上したときはどうすべきか、検討課題としたい。

⑤ 識者見解、世評について

本事案については多くの意見が報じられた。これらの意見について、確認できた経過に照らして検討も必要であろう。

1 日本テレビとの契約関係の理解

ここでは客観的に日本テレビと小学館の間にどのような契約が成立したかを検討し、その合意の仕方に問題がなかったか、契約書との関係についても検討する。

(1) 契約成立時と契約条件

3月29日の段階では、日本テレビとの間で契約関係は生じておらず、6月10日に契約が成立し、その条件として小学館が提案した、ドラマオリジナル部分の詳細プロットを芦原氏が書き、脚本家の起こした脚本を同氏が承諾できない

ときは、芦原氏自身が脚本を書くとの要望を、日本テレビは承諾しており、同日これを条件とする契約が成立したと解される。

ア 3月29日の時点

3月9日の初会合で番組の企画を示されたが、3月29日、日本テレビ社内
で正式に決定していなかったことは日本テレビ社員 Y 氏の6月6日付、6月8
日付各メールから明らかであるから、これらの時点では何ら契約は成立して
いない。

しかし、3月29日以後、日本テレビが俳優候補者を提案し、各話のプロッ
トを作成し、芦原氏が原作者として原作のイメージに適った人選をし、プロ
ットを監修して原作品の世界観を反映するドラマが可能であるか、互いに誠
実に協力し合って検討していく関係になったと解される。

従って、この段階で語られたことがそのまま、契約の条件になることはな
いが、契約の前提として当事者は、尊重しなければならず、解釈の指針とな
ることである。

そうであれば、この当初の時点で、社員 A が、日本テレビ社員 X 氏と日本
テレビ社員 Y 氏に芦原氏が作品をととても大切に作る作家であり、過去の映像
化において制作途中で止めたいと言い出したこともある旨告知したことからは
(ただし日本テレビ社員 X 氏は本委員会質問に対する回答において、過去
の映像化で大変だったなどとは聞いたがドラマ化の注意点や条件としては聞
いていないと回答した)、日本テレビとしてはそのような作家の原作のドラマ
化であることを心して、契約条件について考えなければならないし、脚本家
の選択やドラマの制作にあたる必要がある。

なお、本件脚本家は芦原氏の傾向について聞かされていないと本委員会質
問に対して回答しており、この点で、日本テレビが本件脚本家に脚本作成を
委託するにあたって、特に社員 A や社員 B が伝えた芦原氏の創作に対する姿

勢を、十分に伝えていなかったのではないかという疑問が残る。

また、芦原氏は、5月10日、朱里の性格について外見に似合わず超現実的でタフであることに注意を喚起し、プロット中の例を挙げて19日にはエピソードの順番入れ替えをしないように求め、31日にも細やかなセリフ使いを求めており、こうした芦原氏の強いこだわりは、日本テレビにも伝わり、また日本テレビを通じて本件脚本家にも伝わり、契約後の脚本作成に当たって参考にされるべきことである。

イ 契約成立について

6月10日にメール及び口頭での契約が成立したと、本委員会は考える。問題は、芦原氏が脚本を書く場合の扱いについての合意である。

日本テレビ社員 X氏は、要旨、社員 Bからは6月9日に詳細プロットを書くとの申し出があっただけで、自分は、脚本とは聞いていない、6月10日に日本テレビ社員 Y氏が社員 Aとの間でプロットを書くということで合意されていると反論している（日本テレビ社員 X氏の本委員会質問に対する回答）。

しかし、客観的な証拠として、社員 Bは6月10日、日本テレビ社員 Y氏に宛てて、「編集部・芦原先生とも最終判断をどうするか話しまして、結果進めて頂きたいのですが、一点だけシナリオに関してご相談があります。ストーリー的に現状の進捗でいくと原作で描かれている所までは、8話あたりで消化してしまうと思うのですが、その先のドラマオリジナル展開に関しては、芦原先生の方から、脚本もしくは詳細プロットの体裁でご提案させて頂けませんかでしょうか」

と、編集部や芦原氏がドラマ化承諾の最終判断に必要な、シナリオに関する提案をし、これに対して日本テレビ社員 Y氏は、「ご確認、ご返信ありがとうございます。結果進めさせて頂くとのことで承知しました。ありがとうございます。9話あたりからのドラマオリジナル展開に関して芦原先生の方から、脚

本もしくは詳細プロットの体裁でご提案して頂く点も承知しました」

と回答している。(以上傍点は本委員会)

すなわち、詳細プロットだけでなく脚本を含め芦原氏が作成するとの提案について、日本テレビ社員 Y 氏は承諾し、ここにドラマ化許諾の合意が成立している。脚本と詳細プロット二つ並べての承諾なのだから、詳細プロットだけ合意したなどということは言えず、脚本を書く場合もあることを合意したことは明らかである。

なお、翌 11 日の社員 A と日本テレビ社員 Y 氏のやり取りでは、芦原氏がプロットを書くことになっているが、これは 10 日の社員 B と日本テレビ社員 Y 氏のやり取りで、「進め方」については日本テレビ社員 Y 氏と社員 A との間で相談することになったことを受けたものである。契約は社員 B が担当し、日本テレビ社員 Y 氏と、脚本を書くことも含めて合意し、具体的な進行のいわば、制作側との進行調整の実務は社員 A が担当するというものであった。役割分担は明瞭であり、社員 A は、その進行実務の担当の立場から、具体的な進め方として社員 A から 11 日にまずプロットから始めることを提案し、日本テレビ社員 Y 氏がスケジュール感として了解したのである。

脚本化の段取りとしては、最初にプロットを作成するのが当然のことであるから、進め方を担当した社員 A は、進行の順番として、「忠実に脚本に起こしてもらおう」という前提で、プロットを書いてもらおうと提案したことは明らかである。結果として、プロットに忠実な脚本が作成されなかったため、芦原氏が脚本を執筆することとなった。

契約は社員 B と日本テレビ社員 Y 氏との間で双方の合意により 6 月 10 日に成立しており、11 日の社員 A と日本テレビ社員 Y 氏との進行に関するやり取りで変更されたとは言えない。

ウ 契約条件

それではどのような契約条件であったろうか。本委員会は、ドラマオリジナル部分について芦原氏が詳細プロットを提示し、脚本家の起こした脚本が芦原氏の同意を得られない場合は芦原氏が脚本を書くという条件であったと考えているが、文面上必ずしも明瞭ではない。

(ア) まず「脚本もしくは詳細プロットを書く」という表現に止まっているところ、「もしくは」は、どちらか一方の選択を意味する表現であり、上記の趣旨を当然には意味しない。もっとも芦原氏が脚本を書く場合、それに先行する詳細プロットを脚本家にまかせるということはある得ないと考えれば、そのことを補助線にして小学館の解釈でも不合理ではない。しかし明瞭ではない。

(イ) また原作者が脚本を書くという条件は、言い換えると、脚本家の脚本が気に入らなければ、書く義務を、日本テレビに対して負うことにならないかという問題もある。本来、原作者は同一性保持権を有しているので、受け入れられなければ拒否して、それ以上行うべきことはない。かえって作家にとって負担になりかねないことである。もし義務の意味とすれば、なぜこれを入れたのかも問わなくてはならない。

(ウ) 芦原氏の義務ではなく、脚本家をやめさせる権利（原作者が脚本を書けば脚本家は不要）確保の目的で条件設定したとすればそれなりに意味のあることかもしれない。なぜなら、同一性保持権と言えども「著作物の性質並びにその利用の目的および態様に照らしやむを得ないと認められる改変」は可能であるところ、限界的な場合はその判断は容易ではない。その場合に備えてフリーハンドを広げるという効果を狙ったのであれば理解できる。もっともその場合でも無制限というわけにはいかない。

(エ) また、日本テレビ社員 X 氏は指摘しないが、社員 B の 6 月 10 日付の日本テレビ社員 Y 氏あてメールでは「許諾の条件という程ではありません

が」と限定している点から、単なる要望であり、要望として受け入れたものであって、契約条件ではない、換言すれば拒否できたという解釈もあり得ないではない。しかし、結果的に日本テレビ社員 Y 氏は承諾をしているので大きな問題ではない。

以上、契約についての小学館側の主張には一応の根拠があると言えるが、上記のとおり明瞭とは言えず、現に日本テレビ社員 X 氏からは異なる主張がなされている。

(2) 契約の仕方の問題点

本事案では、日本テレビと小学館が代理する芦原氏との間で、脚本の修正を巡ってやり取りが繰り返され、最後には脚本家交代が本件脚本家の反発を招くという事態になった。そして契約は 6 月 10 日にメールと口頭で合意され、その条件は前項のとおりであって曖昧な要素がある。

それでは契約のあり方でこうした問題を回避できたであろうか。

ア 脚本家との頻繁なやり取りを回避できたか

本事案で原作者が脚本監修を何度も繰り返さざるを得なかったのは、原作利用許諾契約を締結し、脚本による原作の改変を見逃すことが出来なかったからである。しかし原作者の監修意見と脚本家の書く脚本が妥協点に達して、脚本が確定するまでは、何度でもやり取りを継続せざるを得ない。

そのことを回避するためには、脚本が完成してから原作利用許諾契約を締結するほかない。脚本が確定する前に原作利用許諾契約を締結すれば、原作者と脚本家との意見のすり合わせは回避できない。その場合、メールや口頭契約であったかどうかはあまり関係がないといえる。

脚本家との頻繁なやり取りを回避するための確実な対策は、脚本確定後、

原作利用許諾契約を締結することである。

イ 脚本家交代を円滑にできたか

日本テレビ社員 X 氏の説明では、日本テレビ社員 Y 氏は本件脚本家に対し、プロットを芦原氏が書くことしか伝えていなかったようであり、脚本を書くとは伝えていない（本委員会質問に対する回答）¹。

(1) イからこの日本テレビ社員 Y 氏の対応は合意に沿ったものとは言えない。しかし社員 A とのやり取りで当面はプロットだけを伝えれば足りると判断したかもしれないし、あるいは本当に脚本を書くことは無くなったと判断したのかも知れない。

仮に合意の趣旨が明確に読み取れる文書でなされていれば、あるいは、契約締結当初において、日本テレビ社員 Y 氏が本件脚本家にドラマオリジナル部分の脚本を芦原氏が書く場合があることを説明した可能性はあるかもしれない。

また日本テレビ社員 Y 氏が本件脚本家に、当初から芦原氏の脚本を書くことを告げていたとしても脚本家降板を受け入れざるを得なかった本件脚本家が SNS 投稿を止めたかどうかはわからないが、本件脚本家によれば、同氏は、脚本を芦原氏が書くという条件であれば脚本を引き受けなかったと回答しており（本委員会質問に対する回答）、本事案が回避された可能性がある。

そうであれば、芦原氏が脚本を書く場合があるとの条件は重要な要素であったので、明確にしておく必要があったと言えるかもしれない。

¹ ただし、同回答で日本テレビ社員 X 氏は「6月10日の貴社●●様（社員 B。原文は実名）から●●（日本テレビ社員 Y 氏。原文は実名）のメールよりも前に明確な条件としてはお伝えいただいておりません」「●●（日本テレビ社員 Y 氏。原文は実名）が貴社●●様（社員 A。原文は実名）と協議を行い、9、10話について、芦原先生にあくまで脚本ではなくプロットを書いていただくという趣旨であることを確認させていただいたと認識しております」と回答している。

ウ 契約担当と進行担当について

この関連で、社員 A と社員 B の役割について、日本テレビ社員 Y 氏がどの程度区別して理解していたかも問題になる。日本テレビは、小学館との交渉窓口を日本テレビ社員 Y 氏一人で対応させた。日本テレビ社員 X 氏は日本テレビ社員 Y 氏の上司であり、指導・指示をするが、小学館と交渉し、合意するのは日本テレビ社員 Y 氏であった。

他方、小学館は、契約関係は社員 B、ドラマ化進行の実務は社員 A が担当した。脚本作成の過程で芦原氏の意見をくみ取り、日本テレビ側に伝える役割を担うのは社員 A であったことは、原作者との関係から合理的である。二人の役割については、6月10日の社員 B のメールでは、契約は社員 B、進行は社員 A と区分したのであるが、日本テレビ側は、6月11日の社員 A のメールを理由に、プロットか脚本かは、ドラマ進行の問題であるから、プロットを書くことで承諾したと主張している。

2 芦原氏の脚本家交代要請について

芦原氏が10月22日に本件脚本家の交代を求めたことや第9話、第10話の本件脚本家のクレジットを断ったことの当否、小学館の対応については以下のとおりと考える。

(1) 脚本家の交代について

芦原氏が第9話、第10話の脚本に関して本件脚本家の脚本起こしを断り、その交代を求めたことは、やむを得ないことであった。

ア 脚本家の交代を求めることができたこと

元々原作者は、原作品の翻案たる脚本について、著作物の性質並びにその利用の目的および態様に照らしやむを得ないと認められるものでない限り、

改変を拒否できる。

まして本事案の場合、1(1)のとおり、当初の合意により、第9話あたりからのドラマオリジナル部分については、芦原氏は、自ら脚本を書くことができることを日本テレビとの関係で権利として確保していた。

本件脚本家の作成する脚本が本件漫画の世界観や思想を表現しておらず、改変と認める場合には単に改変の脚本を承諾しないだけでなく、自ら脚本を書く権利があったと言える。したがって本件脚本家の脚本が納得できない場合には、当然に脚本家を変更することができたのである。

そして10月19日に提出された第9話脚本(第5稿)は、芦原氏の第9話の詳細プロットのエピソード順番を入れ替えたり、オリジナルなセリフを挿入したりするなどして、芦原氏が納得できるものではなかったのであるから、芦原氏が自ら脚本を書くことにして、本件脚本家の交代を要請することができたと言ってよい。

イ 脚本家交代の要請は妥当であったこと

また本件脚本家がそれまでに作成した第1話から第8話の脚本は、最初にも、芦原氏の原作である本件漫画のエピソードの順番入れ替えやセリフの変更、さらには創作の挿入等により、原作を改変していることが明らかなものを作られた。これに対して、原作者の芦原氏が何度も修正を求めなければならないことが続いたこと、そのために同氏が多大な時間と労力を費やしたことは前記で明らかにしたとおりである。

芦原氏と社員Aは、繰り返し日本テレビ社員Y氏および同氏を介して本件脚本家に改変しないように申し入れた。そして特に終盤オリジナル部分については、やむを得ない場合を除いて改変を絶対に認めないと伝えていた。

にもかかわらず、10月19日に日本テレビ社員Y氏から送付された第9話

脚本(第5稿)は、芦原氏の第9話詳細プロットから多くのエピソードの入れ替えや本件脚本家が創作したセリフが含まれていた。

すでに多くの時間をかけて脚本の監修をしていた芦原氏において、ドラマ制作過程の限られた時間的制約の中で、くり返し要請をしてもなお改変が修正されないことから、これ以上続ける時間が無いと考え、交代を求めたのは妥当な判断であった。

(2) クレジットについて

本件ドラマの第9話、第10話の脚本を書いたのは芦原氏であり、その著作者は芦原氏であるから、芦原氏が単独のクレジット表記を求めることはおかしいことではない。

(3) 小学館の対応について

とはいえ、脚本家の交代にせよ、クレジットの扱いにせよ、平穏な進行のために、小学館として尽くすべき努力がなかったかという観点での考察が必要であろう。

ア 日本テレビに対する関係

すでに詳述したように、社員 A は、脚本家交代に至るまで日本テレビに対し、芦原氏の意思が伝わるように努力している。対日本テレビとの関係ではやるべきことは尽くしたと言ってよい。

イ 本件脚本家に対する関係

また本事案に関しては、本件脚本家と小学館は直接のやり取りがなく、小学館はもっぱら日本テレビ社員 X 氏および日本テレビ社員 Y 氏と交渉していた。

ウ 芦原氏に対する関係

なお原作利用許諾契約締結の代理人として、小学館が芦原氏から委任された立場からの検討も必要である。

まず受任者である以上、本人の芦原氏の意向を尊重してこれに反した業務はできない。そうはいっても助言や説得がありえるかもしれない。

前記した如く、繰り返し改変をしないよう申し出たにもかかわらず日本テレビが第9話脚本(第5版)においても改変を止めなかったのであるから、芦原氏は、これ以上言うべき言葉はないと判断したのである。

芦原氏を翻意させるためには、確たる根拠が必要である。しかし、10月17日に「ロボット起こし」的な脚本をするように日本テレビ社員 Y 氏に求めたが、19日に再び送ってきたのが前記の第9話脚本(第5版)なのであるから、一旦決断した芦原氏を翻意してもらえない状況にはない。

作家が著作者としての権利を守るために自ら脚本を書くことと決断したことを尊重することは編集者として当然とも言える。

またクレジットにおいても著作者の意思を尊重することは当然である。

(4) 脚本家交代の原因について

ところで、本件脚本家の本委員会質問に対する回答によれば、芦原氏や社員 A が、本件脚本家に伝えてもらうために、日本テレビ社員 Y 氏に何度も送った原作に忠実にという意向が少なくとも十分には伝わっていなかったことになる。そのこともあって原作者の意向に添わない対応になったのかもしれない。芦原氏や社員 A には、頑なにまでに原作者の意向を無視する対応と映らざるを得なかった。

とはいえ、本件脚本家が知らなかったとしても、元々著作権法上改変は許されないことであるうえ、芦原氏や社員 A は、本件脚本家の窓口である日本テレ

ビ社員 Y 氏に原作に忠実にという意向は明瞭に伝えており、これに反した脚本の承諾を拒否するのは当然のことである。

そしてそのような事態になれば、ドラマ完成を願う日本テレビとしては脚本家の交代をしなくてはならなかった。

3 原作者との脚本家の意図の齟齬

本件の経過から、芦原氏の意味と日本テレビ側から提示された脚本には大きな隔たりがあり、その調整に多大の労力を要した。このことは本事案においてどのような意味を持つのか、また解決すべき問題であるのかについて、以下のとおりで検討する。

(1) 原作者と脚本家の意見調整

原作の映像化では脚本への翻案が不可避であり、実写化では、脚本以外にも、キャスティングも含めて原作者の承諾が求められる。原作者の意見に基づいて、制作側と調整することは不可欠であり、制作者との交渉は避けて通れないことである。

本事案の経過によれば、芦原氏は、本件脚本家が原作の世界観を理解していないと考え、脚本にあるエピソードの入れ替え、原作中で考えたセリフの省略や無意味な改変等を逐一指摘している。

脚本家において、原作の世界観の理解の違いがあれば、原作者の納得できるまで意見交換するのはやむを得ないことである。

しかし同一性保持権を侵害しない範囲での改変は可能であるが、原作品の思想や世界観に関わる点においては原作者の意見が尊重されるべきことはいまでもない。

その意味では、前記した経過のように繰り返し、芦原氏の監修意見を無視した日本テレビの対応には疑問があるが、脚本作りの過程では、両者の意見が対

立し、次項の点を除いては調整が難航したというだけではどちらかに非があるとは言えないように思う。

(2) 原作者と脚本家の調整役

原作者芦原氏の意見を伝えるのは社員 A であり、これを受け取るのは日本テレビ社員 Y 氏である。

社員 A は、芦原氏が LINE に書いた監修意見をそのまま送ることもあれば、芦原氏の了解を得て修正することもあったが、基本的に芦原氏の意見をそのまま日本テレビ社員 Y 氏に返している。

他方、社員 A は、日本テレビから送信されたプロットや脚本も、まず自ら読んで、気づき事項を添えて芦原氏に転送したり、そのまま芦原氏に見せられないものは、留め置いたりしている。

日本テレビ社員 X 氏は、本委員会質問に対する回答で、日本テレビ社員 Y 氏に対し、日本テレビ側が社員 A に送る脚本について、まず社員 A が先に読み修正してから芦原氏に見せ、場合によっては見せずに戻すようにしてもらうように指導し、同旨のことを社員 B にも話したと記述している。

社員 A は、この日本テレビ社員 X 氏の意見によっても、芦原氏の気持ちを良く知っている者として必要な判断をして、対応したものと思われる。

他方、日本テレビ側で、この芦原氏の監修意見を本件脚本家に伝えるのは日本テレビ社員 Y 氏の役割である。日本テレビ社員 Y 氏がドラマ制作側の意見を尊重することは理解できるが、最後は原作者の意見を尊重すべきことは前記のとおりである。

本事案では芦原氏が何度も同じ指摘をしないと原作に沿った脚本の修正がなかったことと、日本テレビ側が芦原氏の修正意見について反論して、従前の脚本を維持しようとしたことがあり、芦原氏や社員 A に大きな負担を強いた。こ

の度、本件脚本家の回答によれば、その大きな原因として、日本テレビ社員 Y 氏が、芦原氏の意向をふまえて社員 A がアレンジやエピソードの入れ替えなどをしないように何度も強く求めたことを本件脚本家に伝えていなかったり、監督など制作陣の意見を反映したりした可能性がある。

他方、本件脚本家は、普段は原作者の意見等は見せられず、日本テレビ社員 Y 氏が咀嚼して、必要と判断した情報を伝えられていた（本委員会質問に対する回答）。本事案では、芦原氏の文章は、共有していたようであるが、前記のとおり、社員 A が日本テレビ社員 Y 氏にあてたメール送信文中の記載事項は全く伝えられていなかったようである。8月4日、社員 A が第8話～第10話の詳細プロット送信に際して、「ネタバレギリギリのライン探りながらバランス見ながら書いてるので、アレンジやエピソード順番入れ替え、セリフの変更は、基本、しないでほしい」との意向も、10月2日の「芦原さんが描き下ろした8～10話は基本的に変更無しで使用してほしい、という話は本件脚本家に伝わっていますか？」との問いかけも本件脚本家は知らされておらず、結局、芦原氏の詳細プロットの改変を極力避けて欲しいとの小学館の希望が本件脚本家に伝わっていなかった可能性が高い。

(1)に記載した相互の意見調整も、原作者の意向が伝わったうえならば有効に進めることも可能だが、脚本家に伝わってなかったというのであれば、時間と労力の損失は大きい。

(3) 本事案における調整結果

本事案では、多大の労力を要したものの最終的には、芦原氏が納得した脚本が完成し、テレビドラマも成功と言える成績を上げた。その意味では小学館担当者の労力の成果はあった。

しかし、前項のとおり、日本テレビは、本来、芦原氏の意向を本件脚本家に

伝え、原作者と脚本家との間を調整するという役割を果たしていない可能性があり、ドラマ化の経過や芦原氏の意図を十分理解しなかった本件脚本家が強い不満を抱き、SNS 投稿に至ったものと思われる。

これを、芦原氏の代理として日本テレビと原作利用許諾契約を締結した小学館の役割という観点で見れば、代理人業務の主たる目的を達成したことは間違いない。芦原氏に大きな負担があったことは否めないなので、その負担をかけないような役目の果たしようがほかに無かったかの観点は重要と思う。

この点では、日本テレビ側が原作者の意向を代弁した小学館の依頼を素直に受け入れなかったことが第一の問題であるように思われ、こうした場合にどう対応するかの問題は残る。小学館としてはもっと早期に強い姿勢を示すこともできたかもしれない。それにより日本テレビの考えを修正することができたのではないかとも思える。しかしテレビドラマ化の契約における双方の立場の違いもさることながら、日常接触してドラマ完成を目指して協働作業をしなければならない商取引での場で、強い意思表示以外の解決の道をまずは探ろうとすることも理解できる。こうした場合の協議の方法も重要である。

とはいえ最終的には芦原氏の意向にかなったドラマが完成した。

(4) テレビドラマ化特有の問題

なお前項のとおり、本事案では結果的に社員 A は、芦原氏の納得するドラマ制作を果たしたのであるが、脚本作成過程の努力は大きく、芦原氏の心労も少ないものではなかった。そこでそのような苦労を少なくする方法も検討課題になる。

テレビ局のプロデューサーは、番組制作の総責任者であり、原作者以外にも脚本家、演出家、芸能事務所、製作スタッフ等は元より、民放局であればスポンサーにまで配慮をしなくてはならない立場にある。ドラマ制作の全ての権限

を持ち、職責も大きい。一方、原作者の代理人である小学館側でプロデューサーとドラマ制作過程で交渉するのは多くの場合、作家の担当編集者である。

プロデューサーにとって、担当編集者はワンオブゼムの交渉相手であり、本来であれば第一に尊重すべき原作者の優先順位を下げてしまっていることもあるように思われる。本事案でも脚本家の意見というより、演出家の希望にも重きがあったのではないだろうか。

一方の担当編集者は、編集業務という本来の職務を果たしながら、脚本の監修以外にも宣伝その他の業務が付随する映像化業務に対応しなければならず、負担が増える。本事案でも社員 A の業務量は極めて大きかったと評価されている。ドラマ制作専門に、権限を持って対応するプロデューサーと対峙するのは、通常でも苦勞の多い業務と思われる。

小学館としてもそれなりの職位と権限を持つ者が対応する必要があるように感じられる。

4 危機管理体制

本事案は、本件脚本家の SNS 投稿により重大な局面を迎えるのであるが、

- ① 本件脚本家の SNS 投稿前の対応
- ② 本件脚本家投稿への対応
- ③ 芦原氏投稿への対応

が問題になる。

(1) 本件脚本家の投稿を未然に防ぎえたか

ア 予測し得たか

日本テレビ社員 X 氏の回答によれば、12月6日、日本テレビ社員 Y 氏と共に本件脚本家から、本件脚本家がクレジットに関する不満があつて SNS に書くと

の意思表示を受け、さらに、社員 B との間で本件脚本家の SNS 投稿が話題になった際に「個人のインスタグラムを止めることができるか確信できない」と語ったとのことである（本委員会質問に対する回答）。そうであれば、日本テレビ社員 X 氏と日本テレビ社員 Y 氏は、本件脚本家の SNS 投稿があり得ることと感じていたと思われる。

社員 B や社員 C も本件脚本家の SNS 投稿を懸念したからこそ、社員 B が日本テレビ社員 X 氏に「本件脚本家のケア、ちゃんと頼みますよ」と頼んだということであるが、日本テレビが中止させることを請け合ったとまでの記憶はない。

イ 何をしたか

小学館は日本テレビとの間では一応の解決を見ていることから安心していただと思われる。

一方、本件脚本家から直接 SNS 投稿の意思を聞いていた日本テレビ社員 Y 氏は、クレジット問題解決のために芦原氏が本件脚本家のクレジットを協力や監修として認めるよう承認を得ることが SNS 投稿を止めることにつながると考えて、そちらに注力したというのである（本委員会質問に対する回答）。

さらに SNS 投稿後に社員 B から日本テレビ社員 X 氏に削除依頼がなされているが、日本テレビ社員 X 氏は主にライツ部門に相談したところ「個人の SNS 投稿に弊社から法的根拠を持って取り下げをお願いすることは難しい」と言われたとのことであった（本委員会質問に対する回答、日本テレビからの指摘）。一方、日本テレビ社員 Y 氏は「●●さん（社員 B。原文は実名）から●●さん（日本テレビ社員 X 氏。原文は実名）への明確な削除依頼があったという認識はございませんでした」が、「脚本家の●●さん（本件脚本家。原文では実名）に直接お会いして投稿を取り下げてくださいこと等のご相談をし

ようと考え」(本委員会質問に対する回答)、電話をかけ、メールで面会依頼をするが、削除依頼は行っていない。実際、本件脚本家は「●●さん(日本テレビ社員 X 氏。原文は実名)からも●●さん(日本テレビ社員 Y 氏。原文は実名)からも削除依頼は一切来ていません」(本委員会質問に対する回答)としており、また、「削除依頼なら留守電やメールで伝えることができたはず」(本委員会質問に対する回答)だが、伝えられなかったとしている。

(2) 本件脚本家の投稿に対する対応

本件脚本家投稿は、芦原氏に対して批判が向けられた内容であったが、社員 A らは、当事者である芦原氏の意向に従い、12 月中は比較的冷静に対応したが、2024 年 1 月になった後は、アンサーを出したいという同氏の強い希望が出され、社員 A、社員 B、社員 C がこれに協力した。

芦原氏個人の問題として捉えつつ、小学館社員が協力するという点については検討すべきである。しかし事実として小学館が代理をして締結した原作利用許諾契約に付随して発生した事象であり、小学館が関与することは不自然ではなく、むしろそうすべきであると思われる。

関与の態様として例えば、小学館の従業員が社の業務遂行に関連して、SNS で炎上被害者になれば、会社は社員個人の問題として処理させ、現場の担当者や同僚にまかせて、社として取り合わないで済ませることができるだろうか。おそらく社員を保護すべく、SNS への対策を講じたり、従業員のケアをしたりするなど、何らかの対応を取るとと思われる。

この点芦原氏は、独立した事業者であるから、小学館の庇護は必要としないかもしれない。しかし現に、社員 A らに相談しており、スタッフもいないのであれば、社として協力を申し出る方法もあったのではないかとと思われる。それぞれの上司への相談も十分に行われていたとは評価できない。また、小学館で

は高リスク事案は職制を通じて担当常務取締役まで報告するように指導されているが、上司たちも担当常務取締役まで報告していない。さらに SNS 投稿がされる前の段階で小学館の法務室、広報室への相談がなかったことは、今後同種の事案が発生した際に留意したい。日頃からリスク対応を行っているこれら部署に相談があれば、同氏の投稿を止められなかったとしても、起こりうるさまざまなリスクの説明はできたかもしれない。加えて、SNS による炎上は大きな問題であり、各人において危機意識を共有し、助言を受けることができる SNS に関する専門窓口があればよかったかもしれない。

(3) 芦原氏の投稿

芦原氏の投稿が、本件脚本家非難という事態を引き起こしたわけだが、投稿には慎重であるべきという意見はあり得るし、現にそのような考えを持った者もいた。

芦原氏の投稿は、炎上被害に対する反論投稿であったが、思いがけず本件脚本家に批判が向けられたことについて、責任の重圧を感じたのかもしれない。

5 識者見解並びに世評について

(1) テレビドラマ化の成果

芦原氏が亡くなった直後には、テレビドラマ化で意に沿わない脚本が作られて、失意した結果の悲劇であるかのような論調もあったが、前記のとおり、芦原氏はドラマに満足していた。ドラマやその脚本、あるいは脚本の監修などドラマ制作は芦原氏の意思を達成したといえる。

しかし、本件脚本家の投稿への対応を判断するうえで、脚本作成過程の尋常ではない心労が影響していなかったと断定はできない。

(2) 契約書がなかったこと

テレビドラマ化の実情から理解を示しつつも契約書を作成しないことの問題点が指摘された。本事案においてメールおよび口頭での契約を文書化した契約書のドラフトを作成し送付したものの、ドラマ放送開始までに締結に至らなかったことの評価は、前述のとおりである。

(3) 原作者と脚本家との調整

本事案の背景としては大きな問題である。ドラマ制作者が、原作者側の意見を脚本家にそのまま伝えるべきかどうかは、一概に言えない。良しと思うドラマ化達成のために、摩擦を避けて着地点を見出すべく、原作者側の意見を取捨選択して脚本側に伝えることはあってもよい。しかし最後は同一性保持権の壁があるのであり、原作者の意見を尊重しなければならない。

原作者の意向を反映しないドラマ制作者はその役割を果たしているとは残念ながら言えない。また脚本家に原作者の要請を伝えていなかったとすれば問題である。

識者から公正な調整機関が必要との見解も示された。作家と脚本家の間で、ドラマ化の大きな方向が一致しており、改変の限界が問題になるような事例であれば有効と思う。また改変になる場合でもその可否を協議する場があってもよい。しかし現在これらの役割を果たしているのが、担当編集者とプロデューサーであり、多くの場合は機能しており、本件でもドラマ制作という事業においては役割を果たした。公正な機関を置くことは、屋上屋を重ねることになる場合もある。

本事案では、公正な機関が調整する前の段階として、原作者の意見が、摩擦を回避できる程度に十分に、脚本家に伝わらなかったことが問題である。

(4) 原作者と脚本側の面談協議

原作者と脚本家が、長時間にわたって面談し、徹底的に意思疎通を図り、原作者が原作に込めた世界観を脚本家に共有した経験を語る漫画家もいる。ドラマ制作側がそこまでの時間的ゆとりを持って進める体制が取れるのが理想である。しかし時間の制約があるような場合は、単に会うことで終わると、後日、脚本家への意見が言えなくなると面談を望まない作家もいる。ケースバイケースである。

第5 再発防止策の提言

第4「考察」に基づき以下の項目について提言したい。

- 1 テレビドラマ化対応
 - (1) 契約の見える化、見せ方（文書化）
 - (2) 制作過程の見せ方
 - (3) 制作過程におけるテレビ局対応
 - (4) 関連事項
- 2 危機管理体制の充実
 - (1) SNS 対策
 - (2) 作家の保護

1 テレビドラマ化対応

本事案では、日本テレビとの契約条件について、第4、1のとおり考えることができるが、日本テレビは反対見解であり、認識の違いが生まれている。これは社員Bと日本テレビ社員Y氏間で交換された6月10日メールという客観的資料

があっても起きているのである。本事案でもそうだが、テレビドラマ化の契約締結は、放映開始後になることもある。

(1) 契約の見える化

ア 契約書締結の早期化

小学館の原作利用許諾契約書の雛形は、みだりに改変することを禁じ、小学館と原作者双方の承諾なく改変できない旨定めている。原作者の同一性保持権を超えた保護があるといえるが、締結されなくては意味がない。

言うまでもなく紛争発生を防ぐためには契約締結を放送決定時には済ませるべきである。

テレビ局の放映決定を待たなくては契約締結ができないから、それ以前は無理である。しかし本事案に即していえば、3月の引き合いから6月10日の放映開始決定まで2か月があったのだから、例えばプロットが提示された辺りから契約準備はできるようにも思われる。放映に至らなければ無駄な作業を強いることになるし、相手方が事前の契約交渉に応じなければ実行できないが、本事案をきっかけとし検討する価値があると思う。

イ 契約締結に時間を要する場合

本事案では、日本テレビは、3月29日の時点で契約が成立したと考えている可能性があり、そのことに齟齬があることは前記のとおりであるが、引き合いがあってから契約成立までに時間を要する場合には、同様なことが起きえる。

そこでプロジェクト開始の時点で、条件提示書などの表題で出版社側の主要条件を先方に示しておくことや、放映決定を停止条件とする合意書を締結し、その中に主要な項目を盛り込んでおく等もあり得る方法である。

そこで脚本起こしで問題が起きそうな場合には、プロット・脚本の承認プ

ロセスについて「プロット・脚本についての出版社側の承諾権を留保することを議事録・メール等で確認・記録すること」も考えられる。著作権法上、当然のことだが、改めて明記することで小学館のスタンスを知らせることができる。

さらに本事案のごとく原作者が脚本も書くというような異例の条件設定であれば、正式な契約締結が遅れる場合は、その旨の早期の条件の文書化は重要である。ただしこの例で注意しなくてはならないのは、脚本を書くことをオプションとして確保し、義務としては負担しないことも肝要で、そうした表現も必要になる。このことは契約業務になれた映像化担当部署では自明と思うが、気軽に相談できる部署があれば安心して動けることになる。

ウ 契約の見せ方～本事案での問題

契約書締結の段階まではどうしても行きつかないということもある。

契約書がなく口頭だけで合意することが少なくないとのことであるが、本事案のように、口頭とはいえ、実際にはメールなどで契約成立が確認できるのかもしれない。

本事案では、原作者が脚本を書く場合があるとの特異事例であるためか、社員 B も 6 月 10 日のメールにて、「許諾の条件という程ではありませんが、はっきりとした要望としてご検討頂けますと幸いです」とやや控え目に提案している。もしこれが、条件としては異例であるから拒絶されるかもしれないという配慮に出たものとするれば、日本テレビ社員 Y 氏の承諾メールに対する「お礼メール」を送った際、条件を再確認しておくことも考えられたと思う。

エ 契約当事者

契約条件を明確にして申し出て、相手が承諾しても、その後矛盾する提案がなされ、相手が応諾すれば条件は変更される。

こうした混乱を回避するためには、窓口の一本化が不可欠である。

(2) 契約の実行過程の見える化、見せ方

本事案では、引き合いがあったのち 12 月前半まで 9 か月近く、日本テレビとの折衝が続いている。

社員 A のメールは貴重な記録であるが、社員 B は大抵、日本テレビ社員 X 氏と電話で交渉したようであり、文章になった資料の提出はなかった。本委員会において認定根拠としえたのは、社員 A への LINE メッセージである。日本テレビ社員 X 氏との電話交渉についてもより詳細な記録があれば事実経過の理解に役立つと思われる。また、膨大な業務をこなしながら、日常行うのは大変かもしれない。

しかし交渉過程の記録はビジネスの鉄則である。記録がなければ、万一担当者に事故があればその成果は継承されない恐れがある。

多くの会社では、日報・日誌等で経過を報告し、上司・同僚と共有するのが普通である。そこから問題点の指摘を受けることもある。

(3) 制作過程におけるテレビ局対応

本事案における日本テレビ側の対応は、異例と思われる。何度修正を申し出ても対応しない場合はどうするかについても対応が必要である。

ア 窓口の一本化という観点

小学館では、契約は映像化担当部署が担当し、脚本作成過程のやり取りは、原作者と懇意にしている担当編集者がプロデューサーと行うことが多い。このことは合理的である。しかし、うまく進まない場合がある。これを調整するのは担当編集者などの役割である。しかし、プロデューサーの対応が頑なで現場レベルで解決できない場合には、小学館窓口として責任ある者が指定され、この人物が対応し、場合によっては上級レベルでの解決を目指すべくルール作りをしておくことが望ましい。

どの時点でこうした異例時対応をするかまでは担当者にかかせるとしても、次のステップが用意されていれば、担当編集者の負担が減る。また窓口が検討することで、それまでの当方サイドの交渉上の問題点も自省できる。具体的には次項のとおり。

イ どこに一本化するか

編集部では、担当編集者が映像化案件を個々に抱えている。一方、本来映像化担当部署は、この種の情報や知見の集積を目的として設置された部署とのことであり、両局の有機的連携を図りながら、制度的に責任の所在が明確な体制を作られるよう検討されたい。

本事案で、社員 A の業務量が尋常ではない多さであったことが複数人から指摘されている。編集業務をこなしながら、ドラマ化業務に当たるので業務量が増えるのは予想できる。交渉する相手が番組制作の責任を負い、権限を有しているプロデューサーであることから、小学館側としても担当編集者の負担を軽減し、責任を引き受けて交渉する窓口が必要と思う。

最終責任を引き受け、本事案のような難局にあっては、これを打開する役割を果たすべき、テレビドラマ化と編集の経験や知見のある人で、相応の権

限と職責のある人、もしくはかかる人材を配置する部署を設置してはどうか。

また担当編集者がプロデューサーとの折衝過程をこうした窓口責任者に報告し、必要に応じて相談するシステムを作れば、早期に解決できる可能性が高まる。

ウ 実際の進め方

(ア) 作家と脚本家・制作側との面談

事前に上記両者の面談を企画して意思疎通を図ることも方法であるが、作家一人一人によって違い、ケースバイケースである。しかし、作家の負担を減らせると思われる場合には活用すべき方法である。

(イ) 作家に対する向き合い方

編集者が原作者の意思を制作側に、制作側の脚本や意見を原作者に伝える役割を担っているが、どこまで正確に伝えるかの問題がある。

匙加減は難しいと思うが、この点は担当編集者が十分承知していることと思われているので、提言できることはない。

(4) 関連事項

ア サポート体制

また本事案は、社員 A と社員 B がもっぱら担当しており、特に社員 A は激務であった。上長が定期的に業務報告を求めることがあってもよいのではないかと思う。特定人物に集中するなどして過重な負担になった場合には労働環境の問題にも直結する懸念がある。

イ 組織的な問題その他

テレビドラマ化事業の決定権の所在について明確でない部分があった。責

任を負う担当部局を決め、それに協力する他部局の位置づけを明確にすることが必要と思う。

前記したことだが、定期的に上長に報告を上げるシステムを作っていれば、問題の早期発見に役立つし、対処の誤りも少なくなる。上司もより目配りの必要を感じるはずである。

2 危機管理

(1) 危機意識を涵養

従業員一人一人、役員一人一人が、危機を予知するように努めないとリスクを認識し得ず、したがって対策を打てない。そのためには、SNS のリスクへの啓発が必要である。

(2) 炎上時の責任者の決定

本事案では SNS 対応につき、会社として指揮命令系統が不統一、責任者が不在であったと言える。このため、SNS 投稿リスクの事態把握は会社として遅れたとも言え、また責任者の不在から会社として対応を検討することもなされなかった。

このことに鑑みれば、前記、提言したとおり、契約に関し責任を負う担当部局を決め、その部局の長が責任者として炎上対応をするように定めておくことが望ましいであろう。そして、SNS 炎上の恐れが生じたときは、次項(3)で設置を勧める SNS 対応の部署や広報室、法務室（場合によっては緊急対策委員会の設置に動く）と早期に連携を図る体制作りをしておくことが考えられる。

(3) 集中して対応できる専門窓口の設置

危機を予知した従業員等が誰でも、直ちに通報や相談ができる窓口の設置が必要である。炎上の恐れがある場合に炎上やその拡大を未然に防ぐべく、早期

に相談できる部署の設置が望ましい。当該部署任せとするのではなく、外部の知見によるサポート体制も備えておくことが有用である。この点、小学館としては体制作りに動き始めたところであるようであるから、その推進が望ましいであろう。

(4) 専門窓口やサポート体制の周知

折角、制度を作っても、従業員が知らなくては無意味である。SNS リスクを啓発して危機意識を高めるとともに、窓口等を周知させることが不可欠である。

(5) 外部関係者への案内

小学館の従業員でなくても、作家が、小学館での作品等に起因して上記リスクが生じたときには、制度利用を案内し、希望する人に協力する体制があれば、作家との関係においても有効である。

(6) 作家や編集者を孤立させない

万が一にも、作家や編集者が SNS による論争の矢面に立つようなことが生じた場合は、作家や編集者が孤立しないように、事案に応じて、会社が楯となって情報発信することを検討することが望ましい。

以上